

富山市水防計画

令和 6 年 2 月

富 山 市

目 次

第1章 総 則	
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第2章 水防組織	
第1節 市の水防組織	5
第3章 重要水防箇所	
第1節 重要水防箇所	5
第4章 水防施設等	
第1節 水防倉庫	5
第2節 輸送の確保	6
第5章 通信連絡系統	
第1節 水防通信連絡系統	6
第2節 水防信号	6
第6章 水防活動	
第1節 気象情報等の収集	7
第2節 雨量、水位・流量等に関する情報の収集等	7
第3節 監視及び警戒	7
第4節 配備体制と出動	8
第5節 水防警報の発表と解除	9
第6節 洪水予報の発表	10
第7節 氾濫危険水位到達情報の発表	11
第8節 水防作業	11
第9節 決壊等の通報及び決壊後の処置	12
第10節 避難のための立退き	12
第11節 水防解除	13
第12節 水防実施状況報告	13
第13節 水防活動における安全確保	13
第7章 協力・応援	
第1節 居住者等の協力	13
第2節 下水道管理者の協力	13
第3節 警察官の応援	14
第4節 水防管理団体相互の協力	14
第5節 自衛隊の応援	14
第8章 水防訓練	
第1節 水防訓練	14
第9章 水防費用	
第1節 水防費用	14
第2節 公用負担	15
第10章 浸水想定区域及び津波災害警戒区域	
第1節 浸水想定区域における避難確保措置	15
第2節 津波災害警戒区域における避難確保措置	16
第3節 洪水・津波・内水ハザードマップ	16
第4節 要配慮者利用施設・地下街・大規模工場等への情報伝達	17
第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	17
第6節 避難促進施設に係る避難確保計画	17

附属資料

(附 表)

附表－1	富山市水防本部組織表	19
附表－2	水防本部業務分担表	21
附表－3	重要水防箇所	22
附表－3の1	重要水防箇所評定基準	37
附表－4	水防倉庫	39
附表－5	水位観測所及び基準水位一覧表	42
附表－6	流量観測所及び基準流量一覧表	42
附表－7	雨量観測所一覧表	43
附表－8	検潮・波高・風向・風速観測所一覧表	44
附表－9	消防吏員・団員現況表	44
附表－10	水防警報の種類、内容及び発表基準（国）	45
附表－10の1	水防警報の種類、内容及び発表基準（県）	46
附表－11	水防警報河川及びその区域	47
附表－12	水防警報発報担当者及び受報者	48
附表－13	水防警報発表形式（国）	49
附表－13の1	水防警報発表形式（県）	54
附表－14	水防巡視出動状況等報告形式	56
附表－15	洪水予報河川及びその区域	57
附表－16	洪水予報河川の基準地点と基準水位一覧表	57
附表－17	洪水予報の標題と対応する水位	57
附表－18	洪水予報発表形式	58
附表－19	水位周知河川及びその区域	65
附表－20	氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報・発報担当者及び受報者	65
附表－21	氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報発表形式（国）	66
附表－21の1	氾濫危険水位到達情報発表形式（県）	67
附表－22	水防実施状況報告書	68
附表－23	公用負担権限委任証明書様式	69
附表－24	公用負担証様式	69
附表－25	主な水防工法	70

(附 図)

附図－1	水防情報通信連絡系統図	71
附図－2	気象警報等伝達系統図	72
附図－3	洪水予報伝達系統図	73

(参 考)

参考－1	富山地方气象台が発表する水防活動に必要な予報・警報	74
参考－2	富山市水防協議会条例	76
参考－3	富山市水防協議会委員等名簿	77
参考－4	水防法	78
参考－5	水防法施行令	98
参考－6	水防法施行規則	99
参考－7	水防関係機関連絡先一覧表	105
参考－8	河川等に関する防災情報ホームページ	107

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、富山市域内の河川、海岸及び港湾等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作並びに消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運営等の実施についての大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

用 語	内 容
水 防 管 理 団 体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同で処理する市町村の組合をいう。（法第2条第2項）
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係があるとして、知事が指定した水防管理団体をいう。（法第4条）
水 防 管 理 者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。（法第2条第3項）
消 防 機 関 の 長	消防本部をおく市町村にあつては消防長を、消防本部をおかない市町村にあつては消防団の長をいう。（法第2条第5項）
水 防 警 報	洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項） 国土交通大臣又は知事は、洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、海岸等について、水防警報の発報をしなければならない。（法第16条）
洪 水 予 報 河 川	国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。 国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
水 位 周 知 河 川	国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。 国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第13条）
水 位 周 知 下 水 道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事または市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。（法第13条の2）

用 語	内 容
水位周知海岸	都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮特別警戒水位に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う。(法第13条第3項)
水位到達情報	水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知下水道または水位周知海岸においては氾濫発生に関する情報をいう。
量水標管理者	量水標（川の水位を測るために川岸などに設置される水位観測施設）の管理者をいう。(法第2条第7項) 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、知事の定める水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、通報及び公表しなければならない。(法第12条第1項及び第2項)
水防団待機水位 (通報水位)	量水計の設置されている地点ごとに知事が定めるものであって、水防機関が水防体制に入る水位をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。(法第12条第1項)
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位をいう。水防団の出動の目安となる。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。 (法第12条第2項)
避難判断水位	氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は知事が定める水位をいう。 市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。 水位周知河川においては、洪水特別警戒水位に相当する。(法第13条第1項・第2項)
内水氾濫危険水位	雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。(法第13条の2第1項及び第2項)
洪水特別警戒水位	洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。(法第13条第1項及び第2項)

用語	内容
雨水出水特別警戒水位	内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。（法第13条の2第1項及び第2項）
高潮特別警戒水位	高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。（法第13条の3）
堤防設計水位	河川を整備する上で基本となる水位であり、河川整備の計画において設定された洪水流量を流すことができる最高水位として設定された水位。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる（越水）等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第3節 水防の責任等

1 市の責任

市は、その区域における水防を十分に果たさなければならない。ただし、水防事務組合が水防を行う区域については、この限りでない。（法第3条）

2 水防管理者の責任等

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（法第17条）

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。（法第22条）

3 県の責任

県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）

4 知事の責任

知事は、国の機関による洪水予報の通知を受けた場合においては、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。（法第10条第3項）

知事は、自らの指定する河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第11条第1項）

知事は、自らの指定する河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第13条第2項）

知事は、国の機関による洪水特別警戒水位に達した旨の通知を受けた場合においては、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。（法第13条第3項）

知事は、自ら指定する河川等について、洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めた場合、水防警報を発しなければならない。（法第16条第1項）

知事は、水防警報を発したとき、又は国土交通大臣から水防警報の通知を受けたときは、水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。（法第16条第3項）

5 気象庁長官（富山地方気象台長）の責任

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第10条第1項）

6 国土交通大臣（富山河川国道事務所長）の責任

国土交通大臣は、自らの指定する河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第10条第2項）

国土交通大臣は、自らの指定する河川について、当該河川の水位が洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。（法第13条）

国土交通大臣は、自らの指定する河川等の区域について、洪水、津波又は高潮により損害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を発し知事に通知しなければならない。（法第16条）

7 量水標管理者の責任

量水標管理者は、量水標の水位が通報水位を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。また、量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。（法第12条第2項）

8 市民の責務等

水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。（法第24条）

何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。（法第27条）

洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認められる区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。（法第29条）

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

1 水防本部

市の水防業務を統括するため、市長は次の場合に、市長を本部長、副市長及び上下水道事業管理者を副本部長として富山市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置する。

なお、市に災害対策本部が設置された場合には、富山市地域防災計画の定めるところによるものとする。

(1) 設置基準

- | |
|---|
| ①暴風、大雨、洪水、津波又は高潮警報が発表され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき |
| ②災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき |

(2) 廃止

本部長は予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止するものとする。

2 水防本部の組織

水防本部の組織は、附表－1のとおりとする。

3 水防業務の分担

水防業務の分担については、附表－2のとおりとする。

4 職務権限の代行

市長が不在等の非常時には、水防本部の設置等の市長権限委譲順位を次のとおりとする。

1 副市長

2 上下水道事業管理者

第3章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

市の水防区域のうち、洪水等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい重要水防箇所は、附表－3のとおりである。なお、その評定基準は附表－3の1のとおりである。

第4章 水防施設等

第1節 水防倉庫

水防管理者（市長）は水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を常に整備するよう努める。なお、水防倉庫の位置及び配備資機材は附表－4のとおりである。

第2節 輸送の確保

水防管理者（市長）は、水防業務に必要な場合、市の保有する車両を優先的に水防業務のために使用させる。

輸送車両不足の場合は、自動車運送事業機関等に応援を要請する。

第5章 通信連絡系統

第1節 水防通信連絡系統

水防の通信連絡は、無線、電話等を用いて行う。なお、必要に応じ、自動車等による伝令を作業現場等に配置する。

(1) 水防情報の通信連絡

水防情報の通信連絡系統の概要は附図－1のとおりである。

(2) 気象警報等の伝達系統

気象警報等の伝達系統は附図－2のとおりである。

第2節 水防信号

水防に用いる信号は、富山県水防信号規則（昭和24年11月15日富山県規則第98号）の定めるところによる。

(1) 報知信号

河川の水位が量水標の示す警戒点（氾濫注意水位）に達したことを知らせるもの。

(2) 出場信号

消防機関に属する者の全員に出動を求めることを知らせるもの。

(3) 避難信号

必要と認める区域の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの。

水 防 信 号

	サイレン信号				警鐘信号				
報知信号	30秒 ○—	6秒 休止	30秒 ○—	6秒 休止	○	○—○—○—○	○	○—○—○—○	【1点4点の交打】
出場信号	5秒 ○—	6秒 休止	5秒 ○—	6秒 休止	○—○—○	○—○—○	○—○—○	【3点打】	
避難信号	5秒 ○—	2秒 休止	5秒 ○—	2秒 休止	○—○—○—○—○—○—○—○—○—○			【連打（乱打）】	

※1 信号の時間は、サイレン信号の場合にあっては2分間、警鐘信号にあっては5分間とする。

- ※2 信号はそれぞれ併用することができる。
- ※3 水災の危険が去ったときは、口頭で伝達する。
- ※4 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、この表に準じて水防信号を発する。

第6章 水防活動

第1節 気象情報等の収集

気象庁（富山地方気象台）は、気象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、直ちにその警報事項を西日本電信電話株式会社、警察庁、消防庁、海上保安庁、国土交通省、日本放送協会又は県の機関他に通知し、また、警戒の必要がなくなった場合も同様とすることとされている。（気象業務法第15条）

水防本部は、防災気象情報（気象庁）、インターネット等を活用し、気象情報等の収集に努める。また、民間予報業務（気象情報提供）事業者からの情報提供を受け、水防活動に利用する。

第2節 雨量、水位・流量等に関する情報の収集等

1 雨量、水位・流量等に関する情報の収集

水防本部は、富山県総合防災情報システム、防災ネット富山、インターネット等を活用し、公表されている雨量観測所における雨量、水位観測所における水位に関する情報を収集するとともに、流量観測所（ダム）における流量や波高、風向・風速観測所及び検潮所における観測情報の収集に努める。

なお、水位観測所及び基準水位は附表－5、流量観測所及び基準流量は附表－6、雨量観測所は附表－7、検潮・波高・風向・風速観測所は附表－8のとおりである。

2 欠測時の措置

量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し、早期の復旧に努めるとともに、その状況を速やかに周知すること。

また、欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて周知すること。

第3節 監視及び警戒

1 堤防等監視

水防管理者（市長）は、巡視員をして、関係河川及び海岸堤防等の巡視をさせ、水防上危険であると認められるときは、所轄土木センター（事務所）及び国土交通省関係事務所に連絡して必要な措置を求める。

2 非常警戒

水防管理者（市長）は、出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、重要水防箇所を中心に巡回を行う。

巡回の際は、特に次の状態に注意を払うとともに、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、水防本部、所轄土木センター（事務所）、国土交通省関係事務所にその状況及び見通し等を連絡する。

- ①裏法（堤防斜面の居住地側）の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ
- ②表法（堤防斜面の川側）で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ③天端（堤防の上端、上面）の亀裂又は沈下
- ④堤防の溢水（水があふれる）状況
- ⑤樋門（排水門、取水門）の両袖又は底部からの漏水と扉の締まり具合の異常
- ⑥橋りょうその他の構造物と堤防の取付部分の異常

3 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合において、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。（法第21条）

第4節 配備体制と出動

1 配備体制

- (1) 市は、水防に関する警報・注意報等の発表等があり、洪水、津波又は高潮のおそれがあるときは、その危険が解消されるまでの間は次の配備体制を整え、水防事務を処理するものとする。

	配備時期	配備の内容
第1配備	①市の区域に大雨若しくは洪水注意報若しくは波浪警報の一以上が発表され、又は高潮と波浪の注意報が同時に発表され、今後の気象情報と水位及び流量情報に注意と警戒を必要とするが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはかなり時間的余裕のある場合で、本部長が指令したとき。 ②その他必要により本部長が指令したとき。	少数の人員をもってこれにあたり、情報の収集及び連絡等の業務を主とし、事態の推移によっては、直ちに招集、その他の活動ができる体制を整えておくものとする。
第2配備	①市の区域に大雨、洪水又は高潮警報の一以上が発表され、水防活動を必要とする事態の発生が予想され、水位及び流量が指定水位及び指定流量に達し、今後増水等のおそれがあり、水防活動の開始が考えられる場合で、本部長が指令したとき。 ②その他必要により本部長が指令したとき。	所要の人員をもってこれにあたり、水防事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できるよう各種機関と十分連携し、水防体制を整えるものとする。
第3配備	①事態が切迫して水防活動の必要が予想され又は事態の規模が拡大し第2配備では対処できないと考えられる場合で、本部長が指令したとき。 ②その他必要により本部長が指令したとき。	所属人員全員をもってこれにあたる。

※初動対応等を行う班にあつては、必要に応じた配備人員とする。

※災害対策本部が設置された場合には、水防本部は、災害対策本部に包括される。

- (2) 配備体制の解除は、今後水防活動の必要がなくなったときに本部長が指令する。

2 出動

(1) 出動準備

水防管理者（市長）は、次の場合には、警防部（消防機関）に出動準備をさせるものとする。

ア．河川の水位が水防団待機水位及び指定流量に達し、なお、~~上~~上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき

イ．高波又は高潮の危険が予想されるとき

ウ．気象状況等により洪水、津波又は高潮の危険が予知されるときで、津波については消防機関に属する者の安全が確保できる時間的余裕があると水防管理者が判断したとき

(2) 出動

水防管理者（市長）は、次の場合には、直ちに警防部（消防機関）に出動させ、警戒配置につく。

ア．水防警報「出動」が発せられたとき

イ．河川の水位が氾濫注意水位又は警戒流量に達し、なお上昇のおそれがあり、危険を予知したとき

ウ．気象状況等により洪水、津波又は高潮の危険を認めるときで、津波については消防機関に属する者の安全が確保できる時間的余裕があると水防管理者が判断したとき

(3) 待機

水防管理者（市長）は、次の場合には、警防部（消防機関）を津波の危険がない場所で、待機させるものとする。ただし、津波の危険がない箇所での水防活動等の実施を妨げない。

ア．市内の河川において、国又は県が津波に関する水防警報「待機」を発表したとき

イ．気象庁が富山県沿岸に大津波警報又は津波警報を発表し、かつ水防管理者が警防部に属する者の安全確保が困難と判断されるとき

なお、消防吏員・団員の現況は附表－9のとおりである。

第5節 水防警報の発表と解除

1 水防警報の発表

(1) 国土交通大臣の発する水防警報

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、海岸等について、水防活動を行う必要があるときは、その旨を警告（水防警報）し、知事に通知しなければならない。知事は、その受けた通知に係る事項を関係水防管理者に通知しなければならない。

なお、水防警報（国）の種類、内容及び発表基準は附表－10のとおりである。ただし、次の①～③のように「活動可能時間」が取れる場合にのみ津波に関する水防警報を発表する。以下、知事の発する水防警報の場合でも同様とする。

①日本近海における地震発生で、震源域の情報から「津波到達時間」が推定でき、十分でなくとも「活動可能時間」が取れる場合

②日本近海における地震発生により、津波到来が予想されるが地理的状況等から津波到達まで「活動可能時間」が確保できる場合

③チリ津波のように、津波到来が予想されるが地理的状況等から当該地までの津波の到達予想時刻まで相当な時間があり、「活動可能時間」が十分に確保できる場合

(2) 知事の発する水防警報

知事は、国土交通大臣が指定した河川、海岸等以外の河川、海岸等で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて自ら指定した河川、海岸について、水防活動を行う必要があるときは、関係水防管理者にその旨を警告（水防警報）しなければならない。

なお、水防警報（県）の種類、内容及び発表基準は附表－10の1のとおりである。

(3) 水防警報河川及びその区域

水防警報河川及びその区域は附表－11のとおりである。

(4) 水防警報の伝達系統

水防警報の伝達系統は附図－1のとおりである。

(5) 水防警報の受報及び伝達

水防警報の発報・受報担当者は附表－12のとおりである。

なお、水防警報発表形式は附表－13（国）、附表－13の1（県）のとおりである。

また、水防警報により水防活動を実施した場合、水防管理者（市長）は附表－14により県水防本部へ報告する。

(6) 水防警報の解除

国土交通大臣又は知事は、水防活動の必要がなくなったと判断したときは、水防管理団体に水防警報の解除を通知する。

なお、水防警報解除形式は附表－13（国）、附表－13の1（県）のとおりである。

第6節 洪水予報の発表

1 洪水予報の発表

知事は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣が指定する河川について、国土交通省及び気象庁の機関が共同して行う洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防管理者に対しその受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

洪水予報の伝達系統は附図－3のとおりである。

2 洪水予報河川とその区域

国土交通省及び気象庁の機関が共同で行う洪水予報を行う河川とその区域は附表－15のとおりである。

3 洪水予報河川の基準地点と基準水位

洪水予報河川の基準地点及び基準水位一覧表は附表－16のとおりである。

4 洪水予報の発表基準

洪水予報河川の洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）の発表基準は附表－17のとおりである。

5 洪水予報の発表形式

洪水予報河川の洪水予報の発表形式は附表－18のとおりである。

第7節 氾濫危険水位到達情報の発表

1 氾濫危険水位到達情報の通知

(1) 国土交通大臣の通知

国土交通大臣は、法第10条第2項により指定した河川（洪水予報河川）以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのある河川として指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（氾濫危険水位到達情報）を当該河川の水位または流量を示して知事に通知しなければならない。知事は、この通知を受けた場合においては、直ちに関係水防管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(2) 知事の通知

知事は、県管理河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川として自らが指定した河川（水位周知河川）について、氾濫危険水位を定め、所轄土木センター（事務所）は、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨（氾濫危険水位到達情報）を当該河川の水位又は流量を示して直ちに、関係水防管理者に通知しなければならない。

(3) 氾濫危険水位到達情報の伝達系統

氾濫危険水位の伝達系統は附図－1のとおりである。

2 水位周知河川とその区域

水位周知河川とその区域は附表－19のとおりである。

3 氾濫危険水位到達情報の発表

氾濫危険水位は附表－5のとおりである。

氾濫危険水位到達情報の発報・受報担当者は附表－20のとおりである。

氾濫危険水位到達情報の発表形式は附表－21（国）、附表－21の1（県）のとおりである。

第8節 水防作業

1 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ一種類の工法を施工するだけで成果をあげ得る場合が多い。

しかし、時には数種の工法を併施して初めてその目的を達成することがあるので、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い、水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面及び護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を選び、施工するものとする。

水防作業を必要とする異常状態に対応する主な工法は、附表－25のとおりである。

2 水防作業上の心得

(1) 命令又は指令がないにもかかわらず、部署を離れるなどの勝手な行動をとってはならない。

(2) 作業中は常に危険に対する警戒心を弛めず、どのような環境においても冷静さを保持すること。

(3) 夜間にあっては、特に言動に注意し、みだりに「溢水」や「破堤」等の想像による言

動を発してはならない。

(4) 命令、指令及び情報の伝達は特に迅速、正確並びに慎重を期し、みだりに人心を動揺させ、また、いたずらに消防団員を緊張させ、疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がける。

(5) 洪水時において、堤防に異常がおきる時期は、滞水時間にもよるが、だいたい水位が最大のとき又はその前後である。

しかし、堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる割合が多いこと（水位が最大洪水水位の4分の3に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

(6) 高潮の水防活動においては、河口付近の内水氾濫に留意し、人家等の湛水被害の発生を防止するため適切な措置を講じる。

(7) 地震後の水防活動においては、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意し、河川の水位に応じ、被害の拡大を防止するため適切な措置を講じる。

なお、津波情報には特に注意し、二次災害の発生を防止する。

(8) 津波の来襲が予想される場合は、津波情報等に特に注意し、住民の避難誘導等を優先的に行う。

第9節 決壊等の通報及び決壊後の処置

1 決壊等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、水防管理者（市長）又は消防機関の長は、直ちにこれを一般市民、国土交通省富山河川国道事務所及び所轄土木センター（事務所）並びに氾濫が予想される方面の隣接水防管理団体その他に連絡する。

2 決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者（市長）、消防機関の長はできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

第10節 避難のための立退き

1 避難のための立退きの指示

洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者（市長）又は知事若しくはその命令を受けた所轄土木センター（事務所）所長は、必要と認められる区域の居住者に対し避難のための立退きを指示することができる。この場合、水防管理者（市長）が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。なお、避難指示の発令基準は、地域防災計画に明記するものとする。

2 避難及び立退き

水防管理者（市長）は、本計画及び地域防災計画に基づき、予定立退先をあらかじめ定めるとともに、当該居住者への周知に努める。

立退きの指示があったときは、当該区域の居住者に伝達するとともに、それぞれ関係各機関及び警察署の協力を得て避難の誘導を行う。

第11節 水防解除

水防管理者（市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ洪水等の危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに所轄土木センター（事務所）に対してその旨通報する。

第12節 水防実施状況報告

水防管理者（市長）は、水防が終結したときは遅滞なく水防実施状況を取りまとめ、附表-22により所轄土木センター（事務所）及び国土交通省関係事務所に報告しなければならない。

第13節 水防活動における安全確保

1 津波に対する留意事項

大津波警報又は津波警報発表の際には、消防機関に属する者自身の避難以外の行動がとれないことも多い。

従って、あくまでも消防機関に属する者自身の避難時間確保を優先したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

また、洪水、津波又は高潮等のいずれにおいても、避難誘導や水防作業の際は、消防機関に属する者自身の安全を確保しなければならない。

2 水防活動時の安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、ライフジャケットの着用や、通信機器の携帯を行うなど、消防機関に属する者自身の安全確保に留意して、水防活動を実施しなければならない。

また、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第7章 協力・応援

第1節 居住者等の協力

水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防管理団体（市）の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

第2節 下水道管理者の協力

下水道管理者（上下水道事業管理者）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動の協力を行う。

第3節 警察官の応援

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

第4節 水防管理団体相互の協力

水防管理者（市長）は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、水防については応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動する。

第5節 自衛隊の応援

人命及び財産に重大な影響を与えるような水防非常事態が発生し、又は予想され、自衛隊の出動を待つほかに、これを防衛することのできないようなときは、知事に対し、自衛隊派遣の要請を依頼する。

第8章 水防訓練

第1節 水防訓練

指定水防管理団体（市）は、毎年水防訓練を行わなければならない。

水防管理団体（市）の水防訓練は、次の項目などについて十分訓練を行い、実施にあたっては、地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

- (1) 情報収集（雨量、水位、潮位、風速）
- (2) 通報（無線、電話）
- (3) 動員（消防団、応援）
- (4) 輸送（資材、器材、人員）
- (5) 工法（水防工法）
- (6) 樋門、角落しの操作
- (7) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第9章 水防費用

第1節 水防費用

水防管理団体（市）の所管する区域の水防に要する費用は、水防管理団体（市）が負担する。ただし、他の水防管理団体に関する応援のために要する経費の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間において協議し決定する。

第2節 公用負担

1 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防の現場において次のような権限を行使することができる。

- ア. 必要な土地の一時使用
- イ. 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- ウ. 車両その他の運搬用機器の使用
- エ. 排水用機器の使用
- オ. 工作物その他の障害物の除去

また、水防管理者（市長）から委任を受けた者は上記アからエ（イにおける収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限及び同権限被委任者の証明書

公用負担の権限を行使する者が水防管理者（市長）又は消防機関の長であるときは、その身分を示す証明書を、水防管理者（市長）から委任を受けて権限を行使するものにあつては、その身分を証明する証票（附表-23）を携行し、関係人又は一般の人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 公用負担の証票

公用負担の権限を行使し損失を与えたときは、証票（附表-24）を2通作成し、1通は行使者が保管し、他の1通は物品の所有者若しくはその管理者又はこれに準ずる者に交付する。

4 損失補償

水防管理団体（市）は、公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償する。

第10章 浸水想定区域及び津波災害警戒区域

第1節 浸水想定区域における避難確保措置

市は、浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成する。

*浸水想定区域：国土交通大臣又は都道府県知事が、指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにする。（法第14条第1項、第2項）

第2節 津波災害警戒区域における避難確保措置

市は、津波災害警戒区域の指定に基づき、当該区域ごとに、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路等円滑な警戒避難の確保を図るため、津波ハザードマップを作成する。

＊津波災害警戒区域：都道府県知事が、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域について、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域に指定し、指定区域及び基準水位（津波浸水想定に建築物等への衝突による津波の水位上昇等を考慮した値を加えた水位）を明らかにする。（津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項、第2項）

第3節 洪水・津波・内水ハザードマップ

洪水ハザードマップとは、堤防が決壊した場合の浸水程度や避難場所等の情報をわかりやすく地図に示したものである。また、津波ハザードマップは、津波発生時の浸水状況や津波避難場所、避難経路等の情報をわかりやすく地図に示したものである。内水ハザードマップは、集中豪雨による中心市街地の浸水に関する予想、松川雨水貯留施設の概要等の情報をわかりやすく地図に示したものである。

これらを地域住民、滞在者その他の者に配布または周知することにより、水害時における避難等を速やかに行い、人的被害を最小限に抑えるとともに、洪水や津波や内水に対する防災意識を一層高める。

洪水ハザードマップ

作成年度	対象河川名
平成18年度	常願寺川、神通川、井田川、熊野川、いたち川、土川
平成20年度	上市川、白岩川、山田川、坪野川
令和2年度	庄川、常願寺川、神通川、西派川、井田川、熊野川、いたち川、土川、山田川、坪野川、上市川、白岩川、大岩川、栃津川 *（平成29年6月の水防法改正に伴い対象となる全河川）

津波ハザードマップ

作成年度	対象地区
平成24年度	四方、倉垣、草島、岩瀬、大広田、浜黒崎、萩浦、豊田、奥田北、水橋中部、水橋西部
平成30年度	倉垣、四方、八幡、草島、岩瀬、萩浦、豊田、奥田北、大広田、浜黒崎、水橋西部、三郷、水橋中部

内水ハザードマップ

作成年度	対 象 地 区
平成 2 5 年度	松川右岸地区
平成 2 6 年度	松川左岸地区
令和 元年度	松川右岸地区・松川左岸地区
令和 4 年度	松川右岸地区・松川左岸地区

第 4 節 要配慮者利用施設・地下街・大規模工場等への情報伝達

浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設や、地下街・大規模工場等への洪水予報等の伝達方法は次のとおりとする。（法第15条第2項）

洪水予報等の伝達については、市広報車（消防用車両を含む。）、防災無線、市ホームページによる広報、また、必要に応じてケーブルテレビ（災害情報放送に関する協定）、コミュニティFM（緊急割り込み放送）を活用した周知や電話、ファクシミリ又は電子メール等の方法による。

第 5 節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

富山市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。

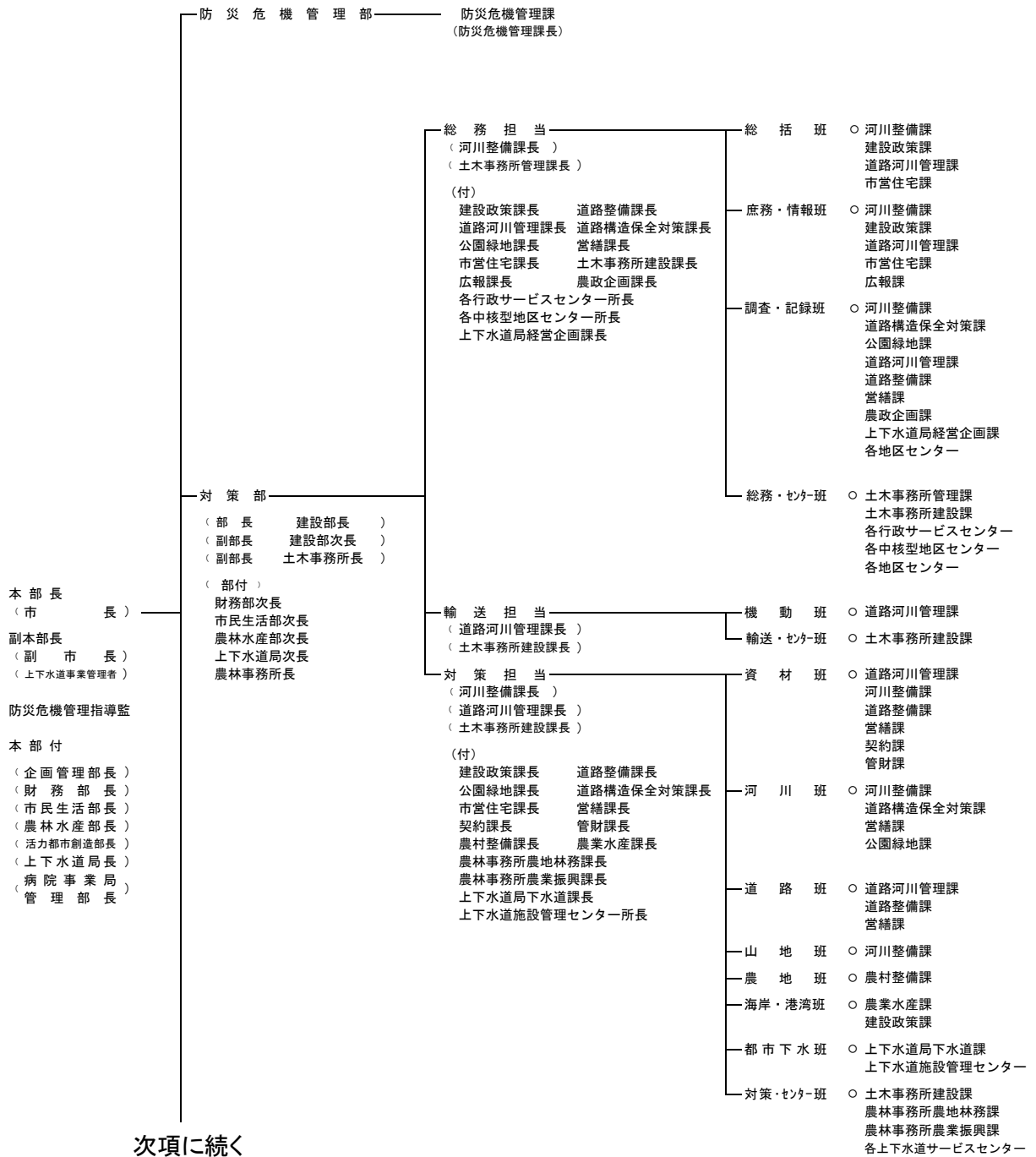
さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。（法第15条の3）

第 6 節 避難促進施設に係る避難確保計画

富山市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。（津波防災地域づくりに関する法律第71条）

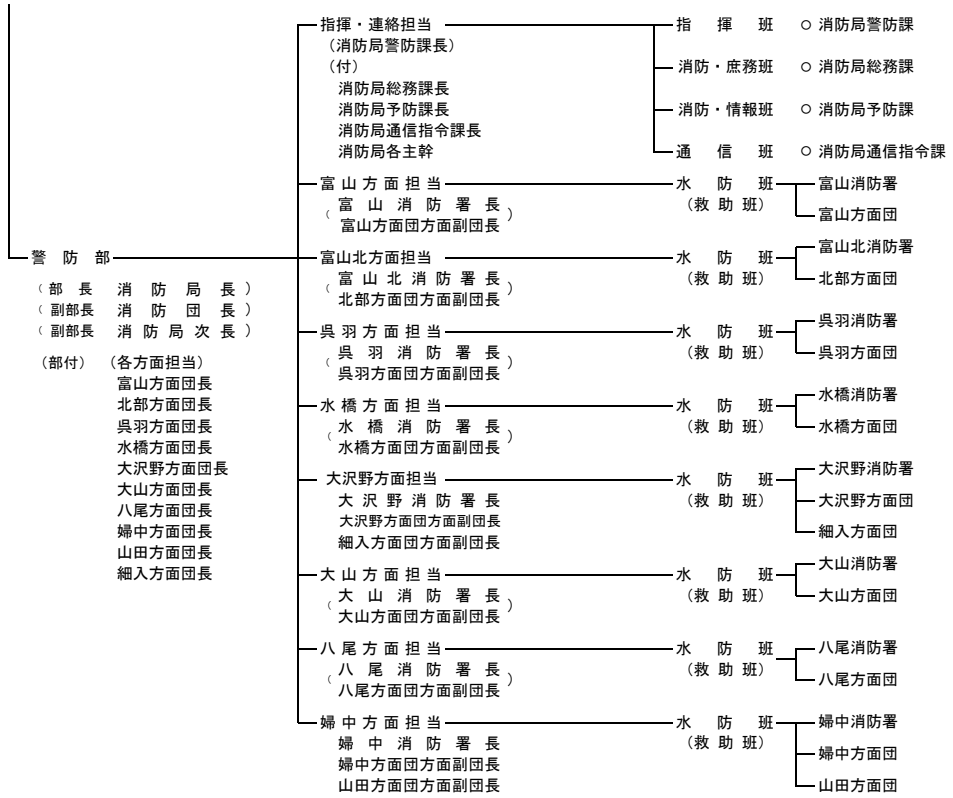
附 属 资 料

富山市水防本部組織表



次項に続く

前項から続く



注1) 常願寺川右岸水防市町村組合と密接な連絡をとる。

注2) 水防本部各班は、災害対策本部組織の分掌事務を合わせて実施する。

水防本部業務分担表

区分	担当・班	主な業務
対策部	総務担当	
	総括班	水防本部会議の招集及び総括に関する事 水防計画の事務とりまとめに関する事 水防、水害状況の広報、報道に関する事 本部員の招集及び本部内連絡調整に関する事
	庶務・情報班	水防業務全般にわたる指揮及び緊急対策に関する事 県本部及び関係機関との連絡に関する事 気象・水象情報の収集伝達に関する事 水防通達及び情報に関する事 各種報道機関との連絡に関する事
	調査・記録班	水防、水害状況のとりまとめに関する事 水防、水害状況の写真の撮影及び収集に関する事
	総務・センター班	各行政サービスセンター及び中核型地区センター管内における上記庶務・情報班、調査・記録班の業務分担に関する事
	輸送担当	
	機動班	水防用資材の緊急輸送に関する事 各災害現地の応援に関する事
	輸送・センター班	各行政サービスセンター及び中核型地区センター管内における上記機動班の業務分担に関する事
	対策担当	
	資材班	水防用資材の調達確保に関する事 必要物資の購入、借り入れ、配分に関する事
	河川班	各河川関係現地の情報収集及び指導に関する事 排水ポンプ車の現場指示に関する事
	道路班	各道路、橋梁関係現地の情報収集及び指導に関する事 排水ポンプ車の現場指示に関する事
	山地班	土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りなど）の情報収集に関する事
農地班	各農地、農業用水利関係現地の情報収集及び指導に関する事	
海岸・港湾班	各海岸、港湾現地の情報収集及び指導に関する事	
都市下水班	都市下水関係現地の情報収集及び指導に関する事	
対策・センター班	各行政サービスセンター及び中核型地区センター管内における上記資材班、河川班、道路班、山地班、農地班、都市下水班の業務分担に関する事	
警防部	指揮・連絡担当	
	指揮班	水防活動の指揮及び指導に関する事 消防部隊の統制的運用に関する事 資機材の運用に関する事 非常招集及び部隊編成に関する事
	消防・庶務班	各班の連絡調整に関する事
	消防・情報班	水害情報の収集及び連絡に関する事
	通信班	通信運用及び警戒予防に関する事 活動関係機関との連絡調整に関する事
	各方面担当	
	水防班	河川沿岸などの警戒予防に関する事 河川沿岸などの水害防ぎよに関する事 消防出動隊の指揮連絡に関する事
救助班	避難救出に関する事	

附表－3

重 要 水 防 箇 所

1 国土交通省関係 (1) 常願寺川水系 常願寺川

令和5年3月現在

番号	河川名	重 要 水 防 箇 所					予 想 される 危 険	水防工法	
		位 置	左 右 岸 別	区 間	延長 (m)	重要度			現 況
1	常願寺川	高 来	-	0.0k+ 64m	今川橋	B	桁下高不足 スパン不足 根入れ不足	越 水	天端積土嚢
2		高 来	左岸	0.0k ~ 3.0k	2,985	B	越 水 (溢水)	越 水	天端積土嚢
3		高 来 横 越	左岸	0.0k ~ 1.1k+100m	1,198	B	堤体漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
4		横 越	-	1.3k+ 47m	あいの風 とやま 鉄道橋梁	B	桁下高不足 スパン不足 根入れ不足	越 水	天端積土嚢
5		平 町 榎 袋	左岸	2.0k-150m~ 2.8k+150m	1,172	B	堤体漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
6		町 袋	左岸	3.3k- 50m~ 3.3k+100m	150	B	基礎地盤漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
7		町 宮 袋 成	左岸	3.3k+100m~ 4.0k+100m	651	B	堤体漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
			左岸	3.3k+100m~ 4.0k+100m	651	B	基礎地盤漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
8		宮 成	左岸	4.0k- 40m~ 4.2k+120m	372	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川 倉 立 籠
9		宮 成	左岸	4.0k+100m~ 4.6k+100m	642	B	基礎地盤漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
10		宮 大 成 場	左岸	4.6k+100m~ 12.4k+100m	7,728	B	堤体漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
			左岸	4.6k+100m~ 12.4k+100m	7,728	B	基礎地盤漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
11		一 本 木	左岸	5.3k ~ 5.7k- 40m	401	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川 倉 立 籠
12		向 新 庄	-	6.6k+144m	地鉄(本線) 常願寺川 橋 梁	B	桁下高不足	越 水	天端積土嚢
13		日 俣	左岸	6.8k- 70m~ 6.8k- 40m	30	A	水衝・洗掘 (根入不足)	護岸洗掘	川 倉 立 籠
14		大 西 場 番	左岸	12.4k+100m~ 13.7k+150m	1,374	B	基礎地盤漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
15		西 の 番	左岸	13.7k+150m~ 14.0k+100m	168	B	堤体漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
			左岸	13.7k+150m~ 14.0k+100m	168	B	基礎地盤漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り
16	西 の 番	左岸	14.0k+100m~ 14.8k+150m	1,004	B	堤体漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り	
17	西 の 番	左岸	14.8k+ 40m~ 15.1k+100m	197	A	水衝・洗掘 (根固老朽)	護岸洗掘	川 倉 立 籠	
18	西 馬 瀬 口	左岸	14.8k+150m~ 16.2k+100m	1,219	B	堤体漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り	
		左岸	14.8k+150m~ 16.2k+100m	1,219	B	基礎地盤漏水	漏 水 法崩・すべり	月 の 輪 シート張り	

番号	河川名	重要水防箇所						予想される危険	水防工法
		位置	左右岸別	区間	延長(m)	重要度	現況		
19	常願寺川	馬瀬口	左岸	15.1k+100m～ 15.3k+210m	328	A	水衝・洗掘 根固老朽流失	護岸洗掘	川立 倉籠
20		水橋辻ヶ堂	右岸	0.0k ～ 1.3k+100m	1,383	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			右岸	0.0k ～ 1.3k+100m	1,383	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
21		水橋辻ヶ堂	右岸	0.0k ～ 3.0k	3,046	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
22		水橋辻ヶ堂 水橋柴草	右岸	1.3k+100m～ 4.4k+100m	3,138	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
23		水橋中村 水橋柴草	右岸	2.4k- 50m～ 2.8k	624	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
24		水橋柴草	右岸	2.8k ～ 2.8k+134m	134	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
25		水橋二杉	右岸	4.8k-100m～ 5.1k	283	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
26		水橋二杉	右岸	5.3k ～ 5.3k+ 50m	50	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
27		水橋二杉	右岸	5.3k+100m～ 5.5k+100m	208	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
28		水橋二杉	右岸	5.3k+140m～ 5.5k+ 60m	128	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
			右岸	9.1k+100m～ 10.0k+100m	926	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
29		立山町 利田	右岸	9.1k+100m～ 10.0k+100m	926	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			右岸	9.1k+100m～ 10.0k+100m	926	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
30		立山町 二ツ屋	右岸	11.5k-110m～ 11.7k+114m	339	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
31		立山町 西大森	右岸	12.0k+100m～ 13.7k+150m	1,609	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
32		立山町 西大森 泊新	右岸	15.1k-150m～ 15.3k+100m	449	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
33		立山町 三ツ塚新 泊新野 岩嶺	右岸	15.1k ～ 16.6k+140m	1,696	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
34		立山町 岩嶺野	右岸	17.7k+ 50m～ 18.0k- 50m	180	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
35		立山町 三ツ塚新	右岸	15.1k ～ 15.5k- 45m	381	要注意	破堤箇所 (S27)	要監視	-
36	立山町 岩嶺野	右岸	18.0k-150m～ 18.0k	150	要注意	破堤箇所 (S44)	要監視	-	
37	水橋新保	右岸	2.4k-110m～ 2.4k+ 90m	200	要注意	旧川跡	要監視	-	
38	大島	-	10.0k+ 91m	大日橋	要注意	橋梁 根入れ不足	越水	天端積土囊	
39	西の番	-	12.6k+ 97m	新常願寺橋	要注意	橋梁 根入れ不足	越水	天端積土囊	
40	上滝	-	18.0k+ 30m	立山橋	要注意	橋梁 根入れ不足	越水	天端積土囊	

【常願寺川 富山市及び立山町管内】

A	1,090m	5箇所
B	25,883m	35箇所
要注意	731m	6箇所
計	27,704m	46箇所

(2) 神通川水系 神通川・西派川

番号	河川名	重要水防箇所						予想される危険	水防工法
		位置	左右岸別	区間	延長(m)	重要度	現況		
1	神通川	草島	左岸	0.0k ~ 0.2k	204	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
2		草島	-	0.2k+ 96m	送油管橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢
3		草島 金山新東 金山新南	左岸	0.4k-108m~ 3.6k+110m	3,239	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
4		草島	左岸	0.6k ~ 1.4k	847	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
5		草島	-	1.6k+ 43m	萩浦橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢
6		金山新東	左岸	1.8k ~ 3.3k	1,324	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			左岸	1.8k ~ 3.3k	1,324	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
7		金山新東	左岸	3.2k- 50m~ 3.2k+100m	150	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
8		金山新東	左岸	3.3k ~ 3.8k+100m	535	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
9		金山新東	-	3.4k- 65m	中島大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢
10		松木	左岸	4.2k ~ 5.0k+100m	990	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
11		石山石坂 石坂東町 駒見中町 五福新福 五鶴島 有沢	左岸	4.4k-103m~ 8.8k+ 90m	4,644	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
12		田刈屋	左岸	4.8k+100m~ 5.0k+ 30m	183	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			左岸	4.8k+100m~ 5.0k+ 30m	183	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
13		石坂	左岸	5.2k+100m~ 5.4k+100m	215	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
14		石坂新	左岸	6.0k+ 3m	石坂第2 排水樋管	B	断面不足	浸水	積土嚢
15		田刈屋	左岸	6.0k ~ 6.2k	163	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
16		田刈屋	-	6.6k+ 35m	あいの風 とやま鉄道 橋梁	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土嚢
17		田刈屋	-	6.6k+ 47m	J R 橋 高山本線	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土嚢
18		畑中	左岸	6.6k ~ 6.8k	174	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
19	畑中	-	7.0k+ 87m	新神通大橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土嚢	
20	畑中	-	7.0k+ 98m	神通大橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土嚢	

番号	河川名	重要水防箇所						予想される危険	水防工法
		位置	左右岸別	区間	延長(m)	重要度	現況		
21	神通川	畑中	-	7.1k ~ 7.3k	222	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
22		畑中	-	7.3k	水管橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢
23		鶴島	-	8.0k+ 19m	富山大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢
24		鶴島	左岸	8.0k ~ 8.2k+ 50m	268	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
25		有沢	左岸	9.0k+ 5m ~ 9.0k+155m	150	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
26		有沢	左岸	9.6k+120m ~ 9.8k+ 79m	140	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
27		有沢	左岸	9.8k- 91m ~ 9.8k+100m	191	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
28		婦中町塚原	左岸	11.4k+ 23m ~ 11.4k+ 57m	34	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
29		婦中町上嚮田	左岸	12.2k+ 40m ~ 12.6k	345	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
30		婦中町添島	左岸	12.6k ~ 14.3k	1,792	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
31		婦中町添島	左岸	13.0k ~ 13.2k	215	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
32		婦中町添島	左岸	13.4k- 80m ~ 13.4k- 60m	20	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
33		婦中町添島 婦中町青島	左岸	13.4k ~ 14.6k- 60m	1,315	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
34		婦中町青島	左岸	14.3k ~ 15.0k+195m	998	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			左岸	14.3k ~ 15.0k+195m	998	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
35		婦中町青島	左岸	15.0k ~ 15.0k+115m	115	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
36		婦中町青島	左岸	15.2k ~ 15.2k+ 20m	20	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
37		婦中町青島	左岸	16.6k ~ 16.9k	354	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			左岸	16.6k ~ 16.9k	354	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
38		婦中町成子	左岸	16.8k+ 60m ~ 17.4k+ 50m	640	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	(ブロック投入)
39		婦中町成子	左岸	16.9k ~ 20.4k	3,177	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
40		八尾町中神通	左岸	18.4k- 50m ~ 18.6k+100m	324	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
41		八尾町中神通	-	19.2k- 66m	新婦大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢
42		八尾町中神通	左岸	19.0k ~ 19.2k+180m	396	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
43		八尾町中神通	左岸	19.6k+ 40m ~ 19.8k+112m	241	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
44		八尾町中神通	左岸	20.0k+115m ~ 20.4k+ 95m	175	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
45		八尾町城生	左岸	20.4k-100m ~ 20.4k+100m	200	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
46		八尾町中神通	-	20.4k+188m	J R 橋梁 高山本線	B	桁下高不足	越水	天端積土嚢
47		八尾町城生	左岸	21.0k-116m ~ 21.0k+114m	230	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢

番号	河川名	重要水防箇所					現況	予想される危険	水防工法
		位置	左右岸別	区間	延長(m)	重要度			
48	神通川	葛小原	左岸	21.8k-125m～ 22.8k+107m	1,273	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
49		葛原	左岸	22.0k～ 22.3k	276	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
50		葛原	-	22.2k+100m	大沢野大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊
51		小羽	左岸	22.7k～ 23.8k	1,112	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
52		島宮崎新町 上野新町 興人町 下新日曹町 下新西町 木場本町 牛島通町 神舟橋今町 芝園町 安野屋町 磯部町 布瀬町	右岸	0.2k-104m～ 8.8k+110	8,805	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
53		草島	右岸	0.2k～ 1.0k	742	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
54		草島	右岸	0.2k+50m～ 0.4k+50m	181	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
55		草島	右岸	0.6k+100m～ 0.6k+184m	84	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
56		上野新町	右岸	1.0k～ 1.3k	268	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
57		上野新町	右岸	1.3k～ 2.8k	1,496	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			右岸	1.3k～ 2.8k	1,496	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
58		上野新町	右岸	2.8k～ 3.0k	240	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			右岸	2.8k～ 3.0k	240	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
59		上野新町	右岸	3.0k～ 3.0k+90m	90	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
60		下新西町	右岸	3.4k～ 5.1k	1,637	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
61		下新西町	右岸	5.1k～ 6.2k	1,091	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
62		下新西町	右岸	5.6k-60m～ 5.6k+60m	120	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
63		磯部	右岸	8.3k～ 8.5k	204	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			右岸	8.3k～ 8.5k	204	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
64		萩原	右岸	11.0k-110m～ 11.2k+95m	406	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
65	秋ヶ島	右岸	12.0k+17m～ 12.2k-30m	163	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠	
66	秋ヶ島	右岸	13.0k+71m～ 13.2k	115	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠	

番号	河川名	重要水防箇所						予想される危険	水防工法
		位置	左右岸別	区間	延長(m)	重要度	現況		
67	神通川	新保	右岸	14.0k-50m～ 14.0k+50m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
68		吉倉	右岸	15.8k+70m	吉倉第1排水樋管	B	ゲート全開能 不	浸水	積土嚢
69		吉倉	右岸	16.0k+44m	吉倉第2排水樋管	B	ゲート全開能 不	浸水	積土嚢
70		吉倉	右岸	16.3k～ 18.3k	1,928	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
71		吉倉	右岸	16.4k+90m	吉倉第3排水樋管	B	フラップ ゲート	浸水	積土嚢
72		吉倉	右岸	16.6k-50m～ 16.8k-74m	168	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
73		神通	右岸	17.6k～ 18.0k	346	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
74		神通	右岸	18.0k-102m～ 18.0k+107m	209	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
75		岩木	右岸	18.3k～ 23.7k	5,457	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
76		塩	右岸	18.8k-108m～ 19.8k	1,153	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
77		岩木新 岩新木	右岸	20.4k-104m～ 20.8k+66m	547	B	越水 (溢水)	越水	川立倉籠
78		岩木	右岸	20.8k-74m～ 21.4k+100m	714	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
79		岩木新 木新	右岸	21.0k-66m～ 21.8k+81m	866	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
80		下夕林 長走	右岸	23.2k-107m～ 23.8k+41m	774	A	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
81		長走	右岸	23.2k-60m～ 23.2k-45m	15	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
82		長走	右岸	23.4k～ 23.4k+134m	134	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立倉籠
83		石坂	左岸	5.4k+90m～ 5.6k-10m	108	要注意	旧川跡	要監視	-
84		鴨島	左岸	8.4k-30m～ 8.4k+100m	130	要注意	旧川跡	要監視	-
85		木場町	右岸	5.6k-50m～ 5.8k+260m	508	要注意	旧川跡	要監視	-
86		安野屋	右岸	7.6k-50m～ 8.4k	852	要注意	旧川跡	要監視	-
87		婦中町青島	-	15.2k-36m	新保大橋	要注意	橋梁 スパン不足	越水	天端積土嚢
88	興人町	右岸	3.4k+20m	橋開発 排水樋管	要注意	ゲート不良	浸水	積土嚢	
89	西派川	八尾町西神通	右岸	18.0k+105m	西派川第2 排水樋管	要注意	樋管 ゲート無し	浸水	積土嚢

【神通川・西派川】

A	3,739m	8箇所
B	33,907m	81箇所
要注意	1,598m	7箇所
計	39,244m	96箇所

(3) 神通川水系 井田川

番号	河川名	重要水防箇所					現況	予想される危険	水防工法
		位置	左右岸別	区間	延長(m)	重要度			
1	井田川	下野	左岸	0.0k ~ 1.5k	1,514	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			左岸	0.0k ~ 1.5k	1,514	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
2		下野	左岸	1.2k+18m ~ 1.2k+52m	34	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
3		下野	左岸	1.2k+142m ~ 1.4k	73	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
4		下野新	左岸	1.5k ~ 2.6k	1,088	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
5		下野新	左岸	2.0k ~ 2.0k+110m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
6		下野	-	2.0k+83m	J R 橋 高山本線	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊
7		柳花	左岸	2.0k+190m ~ 2.4k-30m	196	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
8		金屋 婦中町安田 婦中町小泉 婦中町下条	左岸	2.2k-103m ~ 5.4k+100m	3,503	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
9		婦中町西本郷	-	3.0k+100m	新井田川橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊
10		婦中町安田	左岸	3.6k-50m ~ 3.6k+50m	100	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
11		婦中町下条	左岸	4.2k ~ 5.9k	1,695	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
12		婦中町下条	左岸	5.0k-110m ~ 5.0k-37m	73	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
13		婦中町下条	左岸	5.2k-37m ~ 5.6k+35m	535	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
14		婦中町羽根	左岸	5.6k-117m ~ 5.6k+108m	225	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
15		婦中町羽根	-	5.6k+180m	落合橋 歩道橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊
16		婦中町羽根	-	5.6k+191m	落合橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊
17		婦中町富川	左岸	5.8k-108m ~ 6.6k+107m	955	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
18		婦中町富川	-	6.0k+149m	速星大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊
19		婦中町麦島	-	6.6k+161m	J R 橋 高山本線	A	桁下高不足	越水	天端積土囊
20		婦中町麦島	左岸	6.6k+161m ~ 6.6k+176m	15	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
21		婦中町袋	-	6.8k+148m	高田橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊
22		婦中町下吉川 婦中町上吉川	左岸	7.0k-89m ~ 8.0k+98m	1,181	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
23		婦中町西余川	左岸	8.3k ~ 9.0k	688	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			左岸	8.3k ~ 9.0k	688	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
24		婦中町西余川	左岸	8.6k-40m ~ 8.6k+79m	119	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
25		八尾町中島	左岸	9.0k ~ 9.1k	104	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り

番号	河川名	重要水防箇所					現況	予想される危険	水防工法
		位置	左右岸別	区間	延長(m)	重要度			
26	井田川	八尾町中島	左岸	9.2k-104m～ 9.4k+94m	396	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
27		八尾町中島	左岸	9.9k～ 10.0k	95	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
28		八尾町中島	左岸	10.0k～ 11.3k	1,350	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			左岸	10.0k～ 11.3k	1,350	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
29		八尾町中島	左岸	10.2k-100m～ 10.2k+106m	206	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
30		八尾町中島	左岸	10.6k+36m～ 10.6k+105m	69	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
31		八尾町中島	-	10.6k+66m	万代橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊
32		八尾町井田新	-	12.2k+78m	高善寺橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊
33		八尾町上高善寺	左岸	12.2k-106m～ 12.6k-92m	424	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
34		八尾町石戸	左岸	12.6k-92m～ 13.2k+109m	807	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
35		八尾町上高善寺	左岸	12.6k+91m～ 12.8k+120m	214	A	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
36		八尾町石戸	左岸	13.0k～ 13.2k+77m	280	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
37		八尾町石戸	左岸	13.1k～ 14.7k	1,520	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			左岸	13.1k～ 14.7k	1,520	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
38		八尾町石戸	左岸	13.2k+60m	石戸第2 排水樋管	A	ゲート無し	浸水	積土囊
39		八尾町井田新	-	13.4k-21m	新井田橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊
40		八尾町福島	-	14.0k+27m	杉原橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊
41		八尾町上新町	-	14.4k+76m	坂のまち 大橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊
42		八尾町福島	左岸	14.6k+108m	石戸用水 樋管	B	ゲート無し	浸水	積土囊
43		八尾町福島	左岸	14.4k-93m～ 14.6k+108m	383	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
44		高田	右岸	0.5k+150m～ 1.0k+100m	457	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
45		久郷	右岸	1.4k+50m～ 1.6k	137	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
46		久郷	右岸	1.6k+150m～ 2.0k+105m	395	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
47		婦中町西本郷 婦中町笹倉 婦中町麦島	右岸	2.2k-100m～ 6.6k+92m	4,472	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
48		婦中町笹倉	右岸	3.6k+80m～ 3.6k+145m	65	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
49		婦中町笹倉 婦中町麦島 婦中町袋 婦中町東余川	右岸	4.0k～ 9.5k	5,506	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
50		婦中町笹倉	右岸	4.4k～ 4.8k	409	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠

番号	河川名	重要水防箇所					現況	予想される危険	水防工法
		位置	左右岸別	区間	延長(m)	重要度			
51	井田川	婦中町袋 婦中町東余川	右岸	7.0k-117m～ 7.8k+100m	1,043	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
52		婦中町余川	右岸	8.8k+100m～ 8.8k+165m	65	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
53		八尾町余川	右岸	9.2k-97m～ 9.4k+113m	400	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
54		八尾町中島	右岸	10.2k-102m～ 10.2k+96m	198	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
55		婦中町中島	右岸	10.4k-50m～ 10.6k-30m	209	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
56		婦中町中島	右岸	10.8k+50m～ 11.0k-50m	93	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
57		八尾町井田新	右岸	11.4k+61m～ 11.4k+84m	23	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
58		八尾町井田	右岸	12.2k-94m～ 13.8k+99m	1,785	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
59		八尾町井田	右岸	13.4k+10m～ 13.4k+102m	92	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠
60		八尾町下井田新	右岸	14.4k-111m～ 14.6k+121m	444	B	越水 (溢水)	越水	天端積土嚢
61		下野	左岸	1.4k-60m～ 1.4k+40m	100	要注意	旧川跡	要監視	-
62		金屋	左岸	2.6k+105m	下田用水 樋管	要注意	操作台不良	浸水	積土嚢
63		八尾町福島	-	14.2k+20m	J R 橋 高山本線	要注意	橋スパン不足	越水	天端積土嚢

【井田川】

A	1,032m	5箇所
B	23,784m	59箇所
要注意	100m	3箇所
計	24,916m	67箇所

(4) 神通川水系 熊野川

番号	河川名	重要水防箇所					現況	予想される危険	水防工法	
		位置	左右岸別	区間	延長(m)	重要度				
1	熊野川	友杉	左岸	0.0k ~ 0.9k	892	B	基礎地盤漏水	漏水 崩・すべり	月の輪 シート張り	
2		萩原	左岸	1.2k+30m ~ 1.2k+80m	50	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠	
3		萩原 西荒屋	左岸	1.4k-100m ~ 1.8k+101m	596	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	
4		西荒屋	左岸	2.0k-101m ~ 2.6k+111m	840	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	
5		西荒屋	左岸	2.2k+28m ~ 2.2k+63m	35	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠	
6		友任 栗山	左岸	2.8k-111m ~ 5.7k+78m	3,049	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	
7		友杉	-	3.2k+123m	空港橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	
8		友杉	-	3.6k+39m	友杉橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊	
9		友杉	-	4.0k+34m	広田用水堰	B	河道断面不足 (流下能力)	越水	天端積土囊	
10		友杉	-	4.4k+63m	友杉用水堰	B	河道断面不足 (流下能力)	越水	天端積土囊	
11		任海	-	4.4k+143m	任海橋	B	桁下高不足 スパン不足	越水	天端積土囊	
12		栗山	左岸	4.9k ~ 5.7k	792	B	基礎地盤漏水	漏水 崩・すべり	月の輪 シート張り	
13		安養寺	-	5.0k	新熊野橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	
14		栗山	左岸	5.2k+110m ~ 5.2k+161m	51	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠	
15		栗山	左岸	5.4k+160m ~ 5.6k+180m	226	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠	
16		栗山	-	5.4k+193m	熊野橋	B	桁下高不足	越水	天端積土囊	
17		栗山	左岸	5.4k-10m	(旧)向田 排水樋管	B	ゲート無し	浸水	積土囊	
18		友杉	右岸	0.6k ~ 1.2k	603	B	基礎地盤漏水	漏水 崩・すべり	月の輪 シート張り	
19		八日町	右岸	1.4k-103m ~ 1.8k+99m	605	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	
20		友杉	右岸	1.4k ~ 2.6k	1,178	B	堤体漏水	漏水 崩・すべり	月の輪 シート張り	
21		八日町	右岸	1.4k+60m ~ 1.6k+86m	230	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川立 倉籠	
22		八日町	右岸	2.0k-99m ~ 2.4k+97m	580	A	越水 (溢水)	越水	天端積土囊	
23		蜷島 下安 熊養	川田 野寺	右岸	2.6k-96m ~ 5.7k+70m	3,165	B	越水 (溢水)	越水	天端積土囊
24		友杉	右岸	2.6k ~ 3.5k	917	B	堤体漏水	漏水 崩・すべり	月の輪 シート張り	
	右岸		2.6k ~ 3.5k	917	B	基礎地盤漏水	漏水 崩・すべり	月の輪 シート張り		

番号	河川名	重要水防箇所						予想される危険	水防工法
		位置	左右岸別	区間	延長(m)	重要度	現況		
25	熊野川	友 杉	右岸	3.5k ~ 3.7k	208	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
26		友 杉	右岸	3.7k ~ 3.9k	197	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
			右岸	3.7k ~ 3.9k	197	B	基礎地盤漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
27		友 杉	右岸	3.9k ~ 4.2k	299	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
28		小 中	右岸	4.6k- 35m~ 4.6k+ 46m	81	B	水衝・洗掘	護岸洗掘	川 倉 立 籠
29		友 杉	右岸	4.6k ~ 4.8k	186	B	堤体漏水	漏水 法崩・すべり	月の輪 シート張り
30		安 養 寺	右岸	5.0k	下熊野第2 取水樋管	A	ゲート無し	浸 水	積 土 囊

【熊野川】

A	580m	2箇所
B	10,482m	30箇所
要注意	0m	0箇所
計	11,062m	32箇所

2 県関係

(1) 河川

番号	水系	重要水防箇所						予想される危険	水防工法
		河川名	位置	左右岸別	延長(m)	重要度	現況		
1	白岩川	白岩川	水橋新大町	右岸	200	A	堤防高	越水	土のう積籠 蛇
2			水橋畠等寺	左右岸	橋梁	要注意	工事施工	要監視	-
3		小出川	水橋小出	右岸	760	A	堤防高	越水	土のう積籠 蛇
4		下条川	水橋高志園町	左岸	500	A	堤防高	越水	土のう積籠 蛇
5			水橋市江新町	右岸	500	A	堤防高	越水	土のう積籠 蛇
6			水橋狐塚木	左岸	680	B	堤防高	越水	土のう積籠 蛇
7			水橋狐塚木	右岸	680	B	堤防高	越水	土のう積籠 蛇
8		白岩川	水橋北馬場	右岸	90	B	水衝・洗堀	護欠	土のう積籠 蛇
9	神通川	冷川	大町	右岸	470	A	堤防高	越水	土のう積
10			大町	左岸	470	A	堤防高	越水	土のう積
11		四ッ谷川	太郎丸	左岸	300	B	堤防高	越水	土のう積
12			堀川小泉	右岸	300	B	堤防高	越水	土のう積
13		田島川	下野	左岸	260	B	堤防高	越水	土のう積
14			下野	右岸	350	B	堤防高	越水	土のう積
15		祖母川	下野	左岸	600	B	堤防高	越水	土のう積
16			羽根	右岸	600	B	堤防高	越水	土のう積
17		宮島川	婦中町笹倉	左岸	500	A	堤防高	越水	土のう積
18			婦中町笹倉	右岸	500	A	堤防高	越水	土のう積
19		坪野川	婦中町速星	左岸	1,200	A	堤防高	越水	土のう積
20			婦中町速星	右岸	1,200	A	堤防高	越水	土のう積
21		山田川	婦中町羽根	左岸	250	A	法崩すべり	堤欠	土のう積籠 蛇
22			婦中町富川	右岸	200	A	法崩すべり	堤欠	土のう積籠 蛇
23			婦中町蓮花寺	左岸	210	B	堤防高	越水	土のう積
24			婦中町長沢	左右岸	堰	A	構造不良	護欠	蛇籠
25			婦中町長沢	左右岸	橋梁	A	桁下高	堤欠	蛇籠
26			婦中町長沢	左岸	250	B	堤防高	越水	土のう積
27			婦中町長沢	右岸	250	B	堤防高	越水	土のう積

番号	水系	重要水防箇所						予想される危険	水防工法
		河川名	位置	左右岸別	延長(m)	重要度	現況		
28	神通川	山田川	婦中町上瀬	左岸	250	B	堤防高	越水	土のう積
29			婦中町上瀬	右岸	230	B	堤防高	越水	土のう積
30			山田中村	左岸	1,560	B	断面不足	越水	土のう積
31			山田湯	左岸	620	B	断面不足	越水	土のう積
32		峠川	婦中町下吉川	左右岸	橋梁	A	スパン不足	堤欠	蛇籠
33			婦中町上吉川	左岸	900	A	法崩すべり	堤欠	土のう積 蛇籠
34		磯川	婦中町下井沢	左岸	1,000	B	堤防高	越水	土のう積
35		合場川	婦中町田屋	左右岸	堰	A	構造不良	洗掘	蛇籠
36			婦中町田屋	左右岸	30	B	堤防高	越水	土のう積
37			八尾町深谷	左岸	200	B	堤防高	越水	土のう積
38			八尾町深谷	右岸	200	B	堤防高	越水	土のう積
39		太田川	赤田	左岸	300	B	堤防高	越水	土のう積
40			赤田	右岸	300	B	堤防高	越水	土のう積
41		古川	高田	右岸	300	B	堤防高	越水	土のう積
42			鴨島	左岸	300	B	堤防高	越水	土のう積
43		黒川	牧野	左岸	200	B	堤防高	越水	土のう積
44			牧野	右岸	200	B	堤防高	越水	土のう積
45			東福沢	右岸	300	B	堤防高	越水	土のう積

【県関係河川】

A	7,650m	17箇所
B	10,560m	27箇所
要注意		1箇所
計	18,210m	45箇所

(2) 海岸

番号	海岸名	重要水防箇所				予想される危険	水防工法
		位置	延長(m)	重要度	現況		
1	富山海岸	浜黒崎	1,120	B	緩傾斜護岸	越波	土のう積
2		浜黒崎	395	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積
3		日方江	1,806	B	緩傾斜護岸	越波	土のう積
4		海岸通	620	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積
5		海岸通	550	B	緩傾斜護岸	越波	土のう積

【県関係海岸】

A	1,015m	2箇所
B	3,476m	3箇所
計	4,491m	5箇所

(資料：県河川課)

重要水防箇所評定基準

1) 国土交通省管理区間

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越 水 (溢 水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所等で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。

2) 県管理区間

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高	計画高水位(量)又は既往最高水位(量)に対し、堤防高又は断面不足のため最も危険な箇所。	計画高水位(量)又は既往最高水位(量)に対し、堤防高又は断面不足のため危険な箇所。	
堤 防 断 面	堤体が計画断面より不足して最も危険な区域。堤体狭小で堤防高に比較して天端が狭く最も危険な箇所。	堤体が計画断面より不足して危険な区域。堤体狭小で堤防高に比較して天端が狭く危険な箇所。	
法崩れ・すべり	堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生する恐れがあり最も危険な箇所。	堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生する恐れがあり危険な箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており最も危険な箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しており最も危険な箇所。 波浪による護岸の欠壊等の恐れがあり最も危険な箇所。	水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており危険な箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しており危険な箇所。 波浪による護岸の欠壊等の恐れがあり危険な箇所。	
漏 水	破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生する恐れがあり最も危険な箇所。	破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生する恐れがあり危険な箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づき改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物が設置されている箇所。 橋梁その他の横断構造物の桁下高等が計画高水流量又は既往最高水量規模の洪水の水位以下となる箇所。		
新 堤 防			新堤防で築造後3年以内の箇所。
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所。又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。
破堤跡・旧川跡			破堤又は旧川跡の箇所。
< 海 岸 >	波浪により、堤防、護岸を越波し背後地に重大な被害をもたらすと予想される箇所。又は根固め消波工などが沈下散乱し最も危険な箇所。	堤防、消波工などの保全施設の効用が減殺し背後施設に波浪被害が予想される危険な箇所。	

※重要度の判断基準

A (水防上最も重要な区間) : 人命の被害が主体と判断される場合。破堤すれば、背後地に重大な被害をもたらすと予想される箇所。

B (水防上重要な区間) : 財産施設被害が主体と判断される場合。

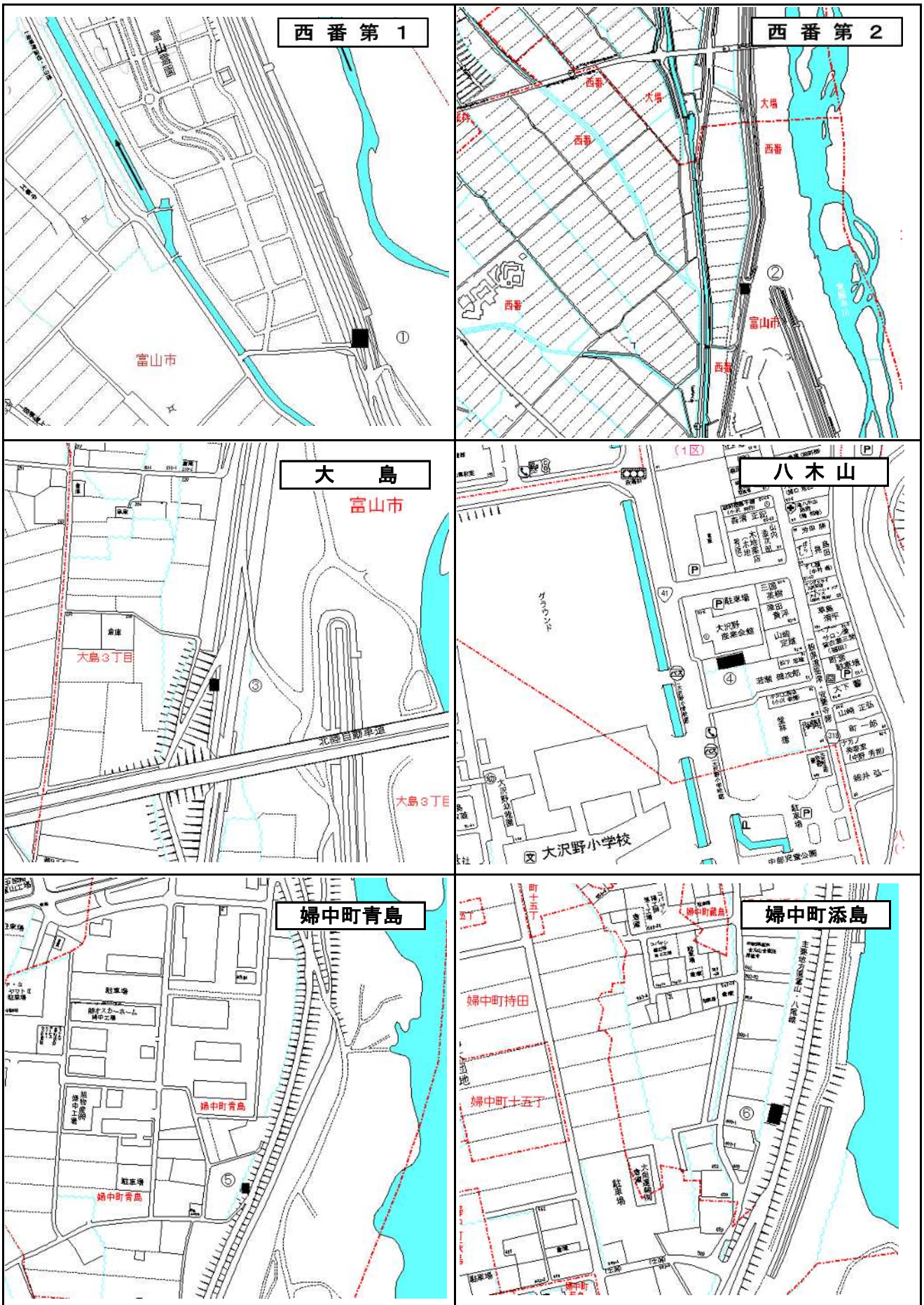
附表-4

水防倉庫

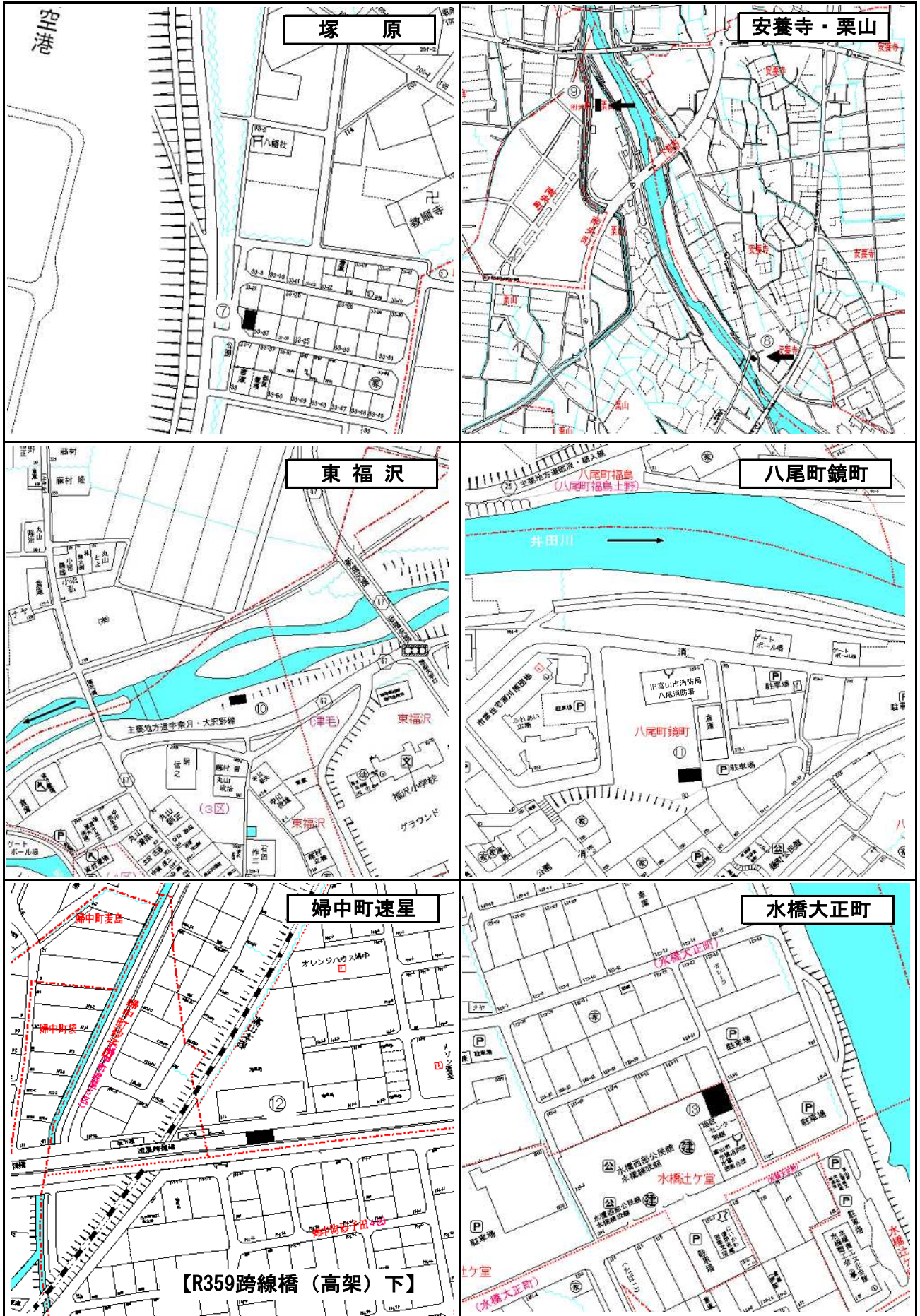
令和5年7月現在

水系名	河川名	倉庫の所在地	主要水防備蓄資材				主要水防備蓄機材							備考					
			素材丸太	竹	土葺 (大型土葺)	鉄線籠	ワイヤー (鉄杭)	麻ロープ	溜石	ツルハン	スコップ (滑車)	ガンドノコ (パール)	ベンチ (シノ)		棒矢 (カズチ)	カッター (大カ)			
常願寺川	常願寺川 西番地内 (常願寺川左岸堤防) 【西番第1】		15φ4.0m 14	本	5,000	個 小 50 中 46 大 9	25*1	m・本	8φ7mm 200 12φ7mm 200 12φ7mm 200	8φ7mm 200	丁	丁	丁	丁	丁	1 (1)	7 丸ノウツ 20枚		
			15φ3.6m 17 15φ5.0m 5 15φ6.0m 10	8m 10	6,000	49	25*8	(鉄45)				角 剣	角 剣	角 剣	角 剣	角 剣	1 (1)	占用杭 17 丸ノウツ 1 おイトボート 1	
					4,500 (20)		25*14											1 (1)	7 丸ノウツ 5枚 丸ノウツ 1 おイトボート 1
神通川	神通川 八木山字石名田割52-5 (産業会館倉庫)		3.6m 10		200	5*8m 5	10# 30				7					3 (1)	7 丸ノウツ 2 丸ノウツ 2 丸ノウツ 2		
					1,500	6m 23	8# 13												大型丸ノウツ 2
					1,000	6m 63	8# 18												大型丸ノウツ 2
神通川	神通川 塚原地内 【富山空港】		細製川倉 1基	60φ5.4m 30	11,600	6m 30	125	20 (鉄10)		8φ7mm 200 9φ7mm 200 12φ7mm 200						1 (1)	大型丸ノウツ 1 丸ノウツ 45 油吸着材 6.5m-12.13m-6 油吸着材 48*50 2箱 丸ノウツ 3.1*70 200 丸ノウツ 12 折り込み/ゴキリ 1		
					8,800	6m 12			(木94) (鉄35)										大型丸ノウツ 2 φ45*3.6sp=12 油吸着材 6.5m-12 13m-6 丸ノウツ 20枚
					9,165 (150)		8# 200		20		17 50							5	丸ノウツ 29枚 丸ノウツ 4
熊野川	熊野川 東渡沢地内 (熊野川左岸福沢橋上流100m)		9φ3.6m 23 15φ4.5m 10 20φ5.5m 10 川倉2基分	10m 12	8,800	6m 12				ナイロン 8分 200									
					1,900	5m 8	8# 100	(鉄60)		17巻 3							5	大型丸ノウツ 2 丸ノウツ 20 丸ノウツ 7 吸出しマット 2 鉄 2 斧 2	
					3,500	16	8# 100 10# 150												丸ノウツ 3 丸ノウツ 3
井田川	井田川 八尾町鏡町地内		4.0m 2		4,600	6m 39	8# 77			ナイロン 4分 200						7	大型丸ノウツ 2 丸ノウツ 5		
					7,300	30	700												大型丸ノウツ 1
					62,565 (170)	5~10m 275	8# 180 10# 180	40 (鉄150) (木94)		1.650 17巻3							35 (9)	角 剣 45 角 剣 395	
白岩川 上市川	白岩川 上市川 水橋大正町地内 (水橋西部地区セクタ)		3.0~6.0m 443	φ100 24		200	1,400 8# 508 10# 180									14 (13)			
					7,300	30	700												
計		13棟																	

【水防倉庫位置図】



【水防倉庫位置図】



附表－5

水位観測所及び基準水位一覧表

所管事務所	河川名	市町村	観測所		平水位 m	水防団 待機水位 m	氾濫注意 水位 m	避難判断 水位 m	氾濫危険 水位 m	種類	量水 標管理 者
			場所	観測所							
国富	常願寺川	富山市	大山上野	大川寺	0.84	4.20	5.10	5.24	6.61	テレメータ	国
立土	上市川	滑川市	堀江	交観橋	1.75	2.30	2.70	3.40	4.40	〃	県
〃	白岩川	立山町	泉	泉正橋	1.00	2.20	2.60	3.30	3.80	〃	〃
〃	〃	上市町	放士ヶ瀬	交益橋	1.40	3.00	3.40	4.10	4.80	〃	〃
〃	〃	富山市	水橋池田町	新池田橋	1.10	2.70	3.10	4.20	4.70	〃	〃
〃	栃津川	立山町	浦田	流観橋	0.30	1.60	2.00	2.10	2.60	〃	〃
〃	大岩川	上市町	稗田	新屋橋	0.50	1.20	1.50	1.50	2.40	〃	〃
国富	神通川	富山市	葛原	大沢野大橋	0.82	4.50	5.10	6.10	6.60	〃	国
〃	〃	〃	神通町	神通大橋	1.31	4.50	5.00	7.50	8.00	〃	〃
〃	熊野川	〃	安養寺	熊野橋	1.52	2.00	2.60	3.30	3.90 3.60	〃	国 県
〃	井田川	〃	八尾町福島	杉原橋	0.28	1.50	2.20	2.70	3.20	〃	国
富士	いたち川	〃	千歳町	千歳橋	0.50	1.30	2.10	2.10	2.50	〃	県
〃	坪野川	〃	婦中町速星	坪野橋	0.80	1.50	1.80	1.80	2.00	〃	〃
〃	山田川	〃	婦中町長沢	長沢橋	0.75	1.10	1.80	2.20	3.00	〃	〃
〃	土川	〃	黒崎	土川橋	0.50	1.20	1.40	2.10	2.40	〃	〃
国富	庄川	射水市	大門新	大門	3.00	5.00	5.50	7.40	7.70	〃	国

※所管事務所 国富：国土交通省富山河川国道事務所
 富士：富山県富山土木センター
 立土：富山県立山土木事務所

附表－6

流量観測所及び基準流量一覧表

水系	河川	観測位置	管理者	指定流量(m ³ /S)	警戒流量(m ³ /S)
上市川水系	上市川	上市川ダム	富山県	110	170
〃	〃	上市川第二ダム	〃	110	170
白岩川水系	白岩川	白岩川ダム	〃	20	30
神通川水系	宮川	打保ダム	関西電力	310	850
〃	神通川	神三ダム	北陸電力	1,600	2,300
〃	井田川	室牧ダム	富山県	70	100
〃	山田川	菅沼ダム	〃	50	80
〃	熊野川	熊野川ダム	〃	20	40
〃	湯谷川	湯谷川ダム	〃	6	10
〃	久婦須川	久婦須川ダム	〃	40	60

雨量観測所一覧表

区分	観測所	所在地	管理者	種類
富山市内	富山土木	富山市舟橋北町1-11	富山県	テレメータ
	富山	富山市石坂 富山地方气象台	気象庁	〃
	秋ヶ島	富山市秋ヶ島 富山航空気象観測所	気象庁	〃
	須原	富山市須原	富山県	〃
	熊野川ダム	富山市手出	富山県	〃
	河内	富山市河内	富山県	〃
	雲の平安	富山市有峰字黒部谷割外1国有林雲の平	関西電力	〃
	刈安	富山市有峰字黒部谷割6	関西電力	〃
	有峰ダム	富山市有峰字村川谷割26-19	北陸電力	〃
	折立	富山市有峰真川谷割29-18	国土交通省	〃
	大多和峠	富山市有峰字村川谷割1-1	国土交通省	自記
	小見	富山市小見	国土交通省	テレメータ
	熊野	富山市手出東山割13-2	国土交通省	自記・テレメータ
	上滝	富山市上滝203	国土交通省	〃
	富山	富山市奥田新町2-1	国土交通省	テレメータ
	大山	富山市花崎	気象庁	〃
	松木	富山市大山松木	富山県	〃
	東福沢	富山市東福沢	富山県	〃
	室牧ダム	富山市八尾町浦谷	富山県	〃
	切詰	富山市八尾町切詰	富山県	〃
	久婦須川ダム	富山市八尾町桐谷字助島	富山県	〃
	栃折	富山市八尾町栃折	国土交通省	〃
	久婦須	富山市八尾町桐谷字前田2065-1	国土交通省	〃
	八尾	富山市八尾町檜尾	気象庁	〃
	小原	富山市八尾町小原	富山県	〃
	丸山	富山市八尾町丸山	富山県	〃
	谷折	富山市八尾町谷折	富山県	〃
	栃折	富山市八尾町栃折	富山県	〃
	吉谷	富山市婦中町吉谷	富山県	〃
	若土	富山市山田赤目谷	富山県	〃
	湯谷川ダム	富山市山田中村字湯谷上	富山県	自記
	猪谷	富山市猪谷	気象庁	テレメータ
	蟹寺	富山市蟹寺	富山県	〃
その他	立山土木	立山町前沢2359-5	富山県	〃
	白岩川ダム	立山町白岩	富山県	〃
	上市川ダム	上市町東種	富山県	〃
	小又川小又	上市町小又	富山県	〃
	白岩川小又	上市町小又	富山県	〃
	万波	飛騨市宮川町打保	富山県	〃
	下之本	飛騨市神岡町和佐府字新屋垣内165	国土交通省	〃
	黒内	飛騨市古川町黒内1129	国土交通省	〃
	本郷	高山市上宝町本郷745-1	国土交通省	〃
	左俣谷	高山市奥飛騨温泉郷神坂	国土交通省	〃
	小鳥峠	高山市清見町夏廐字伊西733-1	国土交通省	〃
	白出沢	高山市奥飛騨温泉郷神坂穂高岳外5国有林1783	国土交通省	〃
	丹生川	高山市丹生川町旗鉢404	国土交通省	〃
	下佐谷	高山市上宝町金木戸大イラ外42国有林	国土交通省	〃
	高山	高山市上岡本町7丁目425	国土交通省	〃
	池ヶ原	飛騨市宮川町洞字サイノカミ408-87	国土交通省	〃
	焼岳	高山市奥飛騨温泉郷中尾	国土交通省	〃
	中尾	高山市奥飛騨温泉郷中尾	国土交通省	〃
	栃尾	高山市奥飛騨温泉郷栃尾字栄930	国土交通省	〃
	平湯	高山市奥飛騨温泉郷平湯	国土交通省	〃
	大榎	高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根	国土交通省	〃
	殿	飛騨市神岡町殿	国土交通省	〃
	浅井田ダム	飛騨市神岡町数河字浅井田ニイ川原987-1	北陸電力	〃
	栃尾発電所	高山市奥飛騨温泉郷今見字上ノ平378	北陸電力	〃
	関西電力蟹寺発電所取水ダム	飛騨市宮川町打保字堂前205	北陸電力	〃
	打保ダム	飛騨市宮川町丸山字野93番の1	関西電力	〃
	下小鳥ダム	飛騨市河合町保字東中岩2139-2	関西電力	〃

附表－8

検潮・波高・風向・風速観測所一覧表

観測所	観測場所		管 理	備 考
【検潮】				
生 地	黒部市生地	黒部漁港	黒部河川事務所	潮位（水圧型）
富 山	富山市草島	富山港	富山地方气象台	潮位（電波式）
新 湊	射水市堀岡神明地先	富山新港	伏木富山港湾事務所	潮位（フース型）
伏 木	高岡市伏木錦町地先	伏木港	伏木富山港湾事務所	潮位（フース型）
【波高・風向・風速】				
田 中	入善町田中		黒部河川事務所	
石 田	黒部市石田		黒部河川事務所	
伏 木	高岡市伏木港沖合	マフコタワー	伏木富山港湾事務所	
富 山	富山市富山港沖合		伏木富山港湾事務所	

附表－9

消防吏員・団員現況表

令和5年4月1日現在

所 属	消防吏員	消防団員
富 山 市 消 防 局	7 5 人	人
富 山 消 防 署	1 4 7	
富 山 北 消 防 署	5 8	
呉 羽 消 防 署	2 6	
水 橋 消 防 署	2 6	
大 沢 野 消 防 署	3 6	
大 山 消 防 署	3 4	
八 尾 消 防 署	2 6	
婦 中 消 防 署	3 6	
消 防 団 本 部		1 7
富 山 方 面 団		4 8 7
北 部 方 面 団		2 5 5
呉 羽 方 面 団		1 3 5
水 橋 方 面 団		1 0 7
大 沢 野 方 面 団		1 8 0
大 山 方 面 団		1 1 3
八 尾 方 面 団		2 8 4
婦 中 方 面 団		2 5 8
山 田 方 面 団		6 1
細 入 方 面 団		8 2
計	4 6 4 人	1, 9 7 9 人

水防警報の種類、内容及び発表基準（国）

種 類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を通知するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を報告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
警指情状	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。 雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を超え、災害の起こる恐れがあるとき。 状況により必要と認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準（国・暫定版）

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表される等必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が解除される等、水防活動が安全に行われる状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防警報の種類、内容及び発表基準（県）

水防警報河川における水防警報の発表基準は、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えるおそれのあるときとし、その段階は次の表のとおり準備、出動、状況、解除の4段階とする。

準備	出動	状況	解除
雨量、水位、その他の河川状況により必要と認められるとき。 又は、水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。	氾濫注意水位に達し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。	出動後の状況に変化を認めたととき。	水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。 又は準備体制に入った後、出動体制に入らないまま水位が水防団待機水位を下回り、その後水位が上昇する恐れがないとき。

段階

- 第1段階 準備 水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、消防団幹部の出動等に対するもの。
- 第2段階 出動 消防団員の出動を通知するもの。
- 第3段階 状況 出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき、その状況を通知するもの。
- 第4段階 解除 水防活動の終了を通知するもの。

なお、これらの指示は、予想される事態の規模が小さく全面出動を必要としないと認められるときは、準備までとし、出動の水防警報を発表しないことがある。

また、地震による堤防の漏水、沈下等若しくは津波又は高潮による災害がおこるおそれがある場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

ただし、巨大な津波の遡上等により身の危険が予想されるときは、水防団員の安全を最優先とし、国の津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準に準ずる措置とする。

水防警報河川及びその区域

河川名	区	域	備 考
常願寺川	富山市岡田字岩谷割9番の2地先（横江堰堤）	から海まで	国土交通大臣指定
神通川	左岸 富山市長川原字浦山8番の1地先 右岸 富山市長走字開割138番地先	から海まで（西派川を含む）	〃
井田川	左岸 富山市八尾町福島字川原40番地先（県道十三石橋） 右岸 富山市八尾町字十三石尻43番の3地先（県道十三石橋）	から神通川合流点まで	〃
熊野川	左岸 富山市栗山字野田割292番の2地先（県道興南大橋） 右岸 富山市安養寺字砂田割876番の4地先（県道興南大橋）	から神通川合流点まで	〃
庄川	砺波市庄川町金屋字小川原921番地先（庄川合口堰堤）	から海まで	〃
上市川	中新川郡上市町釈泉寺（上市川発電所）	から海まで	富山県知事指定
白岩川	左岸 中新川郡立山町中蔵（町道中蔵橋） 右岸 中新川郡立山町白岩（町道中蔵橋）	から海まで	〃
栃津川	中新川郡立山町下田（吉峰橋）	から白岩川合流点まで	〃
大岩川	中新川郡上市町柿沢（柿沢橋）	から白岩川合流点まで	〃
いたち川	左岸 富山市大泉本町二丁目（いたち川橋） 右岸 富山市大泉東町二丁目（いたち川橋）	から神通川合流点まで	〃
坪野川	富山市婦中町速星（市道麦島速星線新川橋）	から宮島川合流点まで	〃
婦負山田川	左岸 富山市婦中町蓮花寺字前田110番地先 右岸 富山市婦中町蓮花寺1445番地先	から井田川合流点まで	〃
土川	左岸 富山市森田字辻田割313番地先 右岸 富山市森田字三百刈割162番地先	から神通川合流点まで	〃
熊野川 （上流部）	左岸 富山市文珠寺字大上割（文珠寺橋） 右岸 富山市文珠寺字和田平割（文珠寺橋）	から富山市栗山字野田割292番の2地先まで から富山市安養寺字砂田割876番の4地先まで	〃

水防警報発報担当者及び受報者

河川名	観測所名	量水標管理者・発報者	受報者・発報者	受報水防管理団体
【国土交通省管理区間】				
常願寺川	大川寺	富山河川国道事務所長	富山県河川課長	富山市、常願寺川右岸水防市町村組合
神通川	大沢野大橋	〃	〃	富山市
神通川	神通大橋	〃	〃	富山市
井田川	杉原橋	〃	〃	富山市
熊野川	熊野橋	〃	〃	富山市
庄川	小牧ダム	〃	〃	富山市、庄川水害予防組合
庄川	大門	〃	〃	富山市、庄川水害予防組合
【県管理区間】				
上市川	堀江（交観橋）	立山土木事務所長	—	富山市、滑川市、上市町
白岩川	泉（泉正橋）	〃	—	富山市、上市町、立山町、舟橋村
白岩川	放士ヶ瀬（交益橋）	〃	—	富山市、上市町、舟橋村
白岩川	水橋池田町（新池田橋）	〃	—	富山市、滑川市
栃津川	浦田（流観橋）	〃	—	富山市、上市町、立山町、舟橋村
大岩川	稗田（新屋橋）	〃	—	富山市、上市町
いたち川	千歳町（千歳橋）	富山土木センター所長	—	富山市
坪野川	婦中町速星（坪野橋）	〃	—	富山市
婦負山田川	長沢（長沢橋）	〃	—	富山市
土川	黒崎（土川橋）	〃	—	富山市
熊野川	安養寺（熊野橋）	〃	—	富山市

水防警報発表形式（国）

常願寺川・神通川・井田川・熊野川 水防警報発表形式

正規

水防警報（準備）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	〇〇水位観測所	第 号

年 月 日 時 分

国土交通省 富山河川国道事務所 発表

【現 況】

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、 日 時 分
現在 . mです。

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、水防団待機水位に達し、上昇しています。

【発 表】

水防機関は準備してください。

（参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇

問い合わせ先

国土交通省 富山河川国道事務所流域治水課

電話：076-443-4715

（内線）351

（参考）

例）神通大橋【〇〇県〇〇市】

計画高水位 : 〇.〇〇m

氾濫危険水位 : 〇.〇〇m

避難判断水位 : 〇.〇〇m

氾濫注意水位 : 〇.〇〇m

水防団待機水位 : 〇.〇〇m

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水防警報発表形式（国）

常願寺川・神通川・井田川・熊野川 水防警報発表形式

正規

水防警報（出動）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	〇〇水位観測所	第 号

年 月 日 時 分

国土交通省 富山河川国道事務所 発表

【現 況】

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、 日 時 分
現在 . mです。

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、氾濫注意水位を上回る見込みです。

【発 表】

水防機関は出動してください。

（参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇

問い合わせ先

国土交通省 富山河川国道事務所流域治水課

電話：076-443-4715

（内線）351

（参考）

例）神通大橋【〇〇県〇〇市】

計画高水位 : 〇.〇〇m

氾濫危険水位 : 〇.〇〇m

避難判断水位 : 〇.〇〇m

氾濫注意水位 : 〇.〇〇m

水防団待機水位 : 〇.〇〇m

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水防警報発表形式（国）

常願寺川・神通川・井田川・熊野川 水防警報発表形式

正規

水防警報（状況）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	〇〇水位観測所	第 号

年 月 日 時 分

国土交通省 富山河川国道事務所 発表

【現 況】

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、 日 時 分
 現在 . mです。

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、 日 時 分
 ごろ、最高水位 . mに達しました。

【発 表】

水防機関は嚴重に警戒してください。

（参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇

問い合わせ先

国土交通省 富山河川国道事務所流域治水課

電話：076-443-4715

（内線）351

（参考）

例）神通大橋【〇〇県〇〇市】

計画高水位 : 〇.〇〇m

氾濫危険水位 : 〇.〇〇m

避難判断水位 : 〇.〇〇m

氾濫注意水位 : 〇.〇〇m

水防団待機水位 : 〇.〇〇m

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水防警報発表形式（国）

常願寺川・神通川・井田川・熊野川 水防警報発表形式

正規

水防警報（解除）

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	〇〇水位観測所	第 号
年 月 日 時 分	国土交通省 富山河川国道事務所 発表	

【現 況】

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、 日 時 分
現在 . mです。

〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）の水位は、水防団待機水位を下
回り、下降しています。

【発 表】

水防警報を解除します。

（参考）

〇〇川 〇〇水位観測所（〇〇市）

（受け持ち区間は 〇〇川左岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇、右岸：〇〇市〇〇から〇〇市〇〇

問い合わせ先

国土交通省 富山河川国道事務所流域治水課

電話：076-443-4715

（内線）351

（参考）

例）神通大橋【〇〇県〇〇市】

計画高水位 : 〇.〇〇m

氾濫危険水位 : 〇.〇〇m

避難判断水位 : 〇.〇〇m

氾濫注意水位 : 〇.〇〇m

水防団待機水位 : 〇.〇〇m

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

水防警報発表形式(国)【津波暫定様式】

〇〇川水防警報		種 類 第 号 月 日 時 分 (待機、 出動、 解除) 国土交通省 北陸地方整備局 〇〇事務所発表						
番号	基準水位観測所	〇〇観測所	〇〇観測所	〇〇観測所	〇〇観測所	〇〇観測所	〇〇観測所	
1	富山県に（イ、 日 時 分）に津波警報						{ 口、大津波 八、津波 }	が発表されました。
2	富山では 津波到達予想時刻は（イ、 日 時 分）、津波高さ（口、 ）m と予測されています。 （※西部は伏木富山港新湊）							
3	富山県に発表されていた津波警報						{ イ、大津波 口、津波 }	が解除されました。
4	水防機関は						{ 待 機 ・ 出 動 }	してください。
5	津波による危機は一応去ったものと認められるため							
6	（ ）川の水防警報を解除します。							
伝達確認	通 知 先							
	電 話 番 号							
	通 報 者							
	受 報 者							
	通報(受報)時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	

附表-13の1

水 防 警 報 発 表 形 式 (県)

(水防警報用紙)

〇〇〇〇川水防警報第

号

年 月 日 時 分

富山県〇〇土木センター(事務所)発表

河川名	基準水位観測所名	観測所	観測所	観測所	
	現況水位	m	m	m	時 分
水防警報の種類	水防団待機水位(指定水位)				富山県水防計画 (附表5)に定 める水位
<input type="checkbox"/> 準備	氾濫注意水位(警戒水位)				
<input type="checkbox"/> 出動	避難判断水位				
<input type="checkbox"/> 状況	氾濫危険水位(危険水位・特別警戒水位)				
<input type="checkbox"/> 解除					

符号	本 文								
1	()川流域の()日()時から()日()時までの総雨量は、 〔 〕観測所()mm、〔 〕観測所()mm、〔 〕観測所()mmに達しました。								
2	()川流域の()日()時現在の時間雨量は、 〔 〕観測所()mm、〔 〕観測所()mm、〔 〕観測所()mmに達しました。								
3	()川流域では()								
4	〔 〕観測所では、()日()時頃、水防団待機水位に達しました。								
5	〔 〕観測所では、()日()時頃、 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>氾濫注意水位</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> </tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td>を越える恐れがあります。 に達しました。 を()m下回りました。</td> </tr> </table>	氾濫注意水位	避難判断水位	を越える恐れがあります。 に達しました。 を()m下回りました。					
氾濫注意水位									
避難判断水位									
を越える恐れがあります。 に達しました。 を()m下回りました。									
6	〔 〕観測所の()日()時現在の水位は、()mです。								
7	水位は、今後 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>次第</td> </tr> <tr> <td>急</td> </tr> </table> に <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>上がる</td> </tr> <tr> <td>下がる</td> </tr> </table> のものと予想されます。が <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>()</td> </tr> </table> は <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>()</td> </tr> </table>	次第	急	上がる	下がる	()	()		
次第									
急									
上がる									
下がる									
()									
()									
8	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td></td> </tr> </table>								
9	水防機関は出動の準備を行い、水防に関する情報連絡を確保してください。								
10	水防機関は出動し、堤防その他を見廻り、厳重に警戒してください。								
11	水防機関は、引き続き危険箇所早期水防をしてください。								
12	なお、今後の増水状況に応じて出動人員を増やしてください。								
13	()								
14	()川の水防警報を解除します。								
15	ただし、被害のあった所は応急作業を続けてください。								
16	ただし、今後も気象状況の変化に十分注意してください。								
※ FAX送信後、発信者側から受信者側へ電話連絡し、受信確認を行ってください。									
伝達確認	連絡先	県河川課	〇〇市	〇〇町					
	受信者								
	発信者								
	確認時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

水防警報発表形式（県）【津波暫定版様式】

種類	待機 ・ 出動 ・ 解除			
発表河川・海岸		基準水位観測所		第 号
日時	年 月 日 時 分（ ）発表			
1	富山県において 日 時 分に（ 津波 ・ 大津波 ）警報が発表されました。			
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富山 には（ ）m ・ 伏木富山港新湊 には（ ）m の津波が予測されています。			
3	津波到達時刻は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 富山 で 日 時 分 ・ 伏木富山港新湊 で 日 時 分 頃と予想されています。			
4	水防機関は（ 待機 ・ 出動 ）してください。			
5	水防警報を解除します。			

通知先					
電話番号					
通報者					
受報者					
通報（受報）時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分

水防巡視出動状況等報告形式

1 河川

水防〔巡視出動状況・作業状況・被災・避難状況〕報告						
報告機関名			No.			
種別	通 報 の 内 容					
① 巡視出動状況	____月 ____日 ____時 ____分 ____川〔右岸・左岸〕 ____〔市・町・村〕 ____地先〔へ・で〕 ____が ____名 (イ. 出動し河川の巡視を ロ. 被災箇所に向け出動します。) (ハ. 実施します。 ニ. 実施中です。 ホ. 実施しました。) 巡視所見連絡等					
② 水防作業状況	____月 ____日 ____時 ____分 ____川〔右岸・左岸〕 ____〔市・町・村〕 ____地先で ____が ____名により (____工法) を 数量 (____) 資材の要請、見通し等連絡事項 (イ. 実施します。 ロ. 実施中です。 ハ. 実施しました。) ____					
③ 被災状況と要請事項	____月 ____日 ____時 ____分 ____川〔右岸・左岸〕 ____〔市・町・村〕 ____地先 において (イ. 堤防 ロ. 護岸 ハ. ____水門 ニ. ____) が の から (ホ. 堤防の決壊 チ. 堤防斜面の崩れ ヘ. 水があふれる リ. 深掘れ ト. 欠損 ヌ. 漏水 ル. ____) (ワ. する恐れがあります。 ヰ. ____m ____か所 発生しました。 カ. しています。 コ. ____) 要請事項等 ____					
④ 一般被害状況	____月 ____日 ____時 ____分現在 ____〔市・町・村〕 ____地区の人的被害は、 死者 ____名、行方不明者 ____名、重軽傷者 ____名です。 住家の被害は、全壊・流失・半壊 ____戸で、床上浸水 ____戸、床下浸水 ____戸です。 浸水面積は、宅地 ____ha、田畑など ____ha です。 なお (イ. 現在も被害が拡大しています。 ロ. ____調査が進めばさらに被害が増大するものと思われます。 ハ. 減水し始めたので今後は被害の増大はないものと思われます。 ニ. ____)					
⑤ 避難状況	____〔市・町・村〕 ____地区住民は ____月 ____日 ____時 ____分 (イ. に出された ____の避難指示により ロ. ____警察署の避難命令により ハ. 自主的に) (____ 名 ____ 名 ____ 名) (ニ. 避難し始めました。 ホ. 避難しています。 ヘ. 避難を終了しました。)					
⑥ 伝達確認	発 信		受信 (____ 土木)		受信 (県河川課・国)	
	市町村		受信者		受信者	
	発信者		発信者		発信者	
	発信時刻	時 分	確認時刻	時 分	確認時刻	時 分

附表－15

洪水予報河川及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地
常願寺川	富山市岡田字岩谷割9番の2地先の横江堰堤から海まで	大川寺
神通川 (幹川)	左岸 富山市長川原字浦山8番の1地先から海まで 右岸 富山市長走字開割138番地先から海まで	大沢野大橋 神通大橋
(西派川)	左岸 幹川分派点から幹川合流点まで 右岸 //	
庄川	砺波市庄川町金屋字小川原921番地先の庄川合口堰堤から海まで	小牧門

附表－16

洪水予報河川の基準地点と基準水位一覧表

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	氾濫する可能性のある水位
常願寺川	大川寺	4.20m	5.10m	5.24m	6.61m	9.91m
神通川	大沢野大橋	4.50m	5.10m	6.10m	6.60m	7.70m
	神通大橋	4.50m	5.00m	7.50m	8.00m	9.98m
庄川	小牧	600m ³ /s	1,000m ³ /s	3,400m ³ /s	4,000m ³ /s	5,100m ³ /s
	大牧門	5.00m	5.50m	7.40m	7.70m	8.51m

附表－17

洪水予報の標題と対応する水位

レベル	標題	水位(状態)
レベル5	氾濫発生情報	氾濫の発生以降
レベル4	氾濫危険情報	氾濫危険水位から氾濫発生まで
レベル3	氾濫警戒情報	避難判断水位から氾濫危険水位まで
レベル2	氾濫注意情報	氾濫注意水位から避難判断水位まで
レベル1	(発表はしない)	水防団待機水位から氾濫注意水位まで

正規

〇〇川氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第 号
洪水注意報(発表)
年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報[洪水]】〇〇川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、日 時 分頃に、氾濫注意水位に達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	〇〇川			
	左岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
右岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇			
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課
気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715 (内線) 351
電話：076-432-2311

正規

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第 号
洪水警報(発表)
年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】〇〇川では、避難判断水位に到達し、今後、氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、日 時 分頃に、避難判断水位に到達しました。今後、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達する見込みです。〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水する恐れがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m3/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位				
氾濫危険水位※				
レベル3水位				
避難判断水位※				
レベル2水位				
氾濫注意水位				
レベル1水位				
水防団待機水位				
受け持ち区間	左岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
	右岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frrl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課

気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715 (内線) 351

電話：076-432-2311

正規

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第 号
 洪水警報
 年 月 日 時 分
 富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、日 時 分頃に、氾濫危険水位に到達しました。〇〇市、〇〇市、〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水する恐れがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇 右岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇			
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
		https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課
 気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715 (内線) 351
 電話：076-432-2311

正規

〇〇川氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第 号
 洪水警報
 年 月 日 時 分
 富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】〇〇川では、(堤防決壊による)氾濫が発生

(主 文)

【警戒レベル5相当】〇〇川では、●●市●●地区(△△岸)において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。直ちに市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

観測所名	氾濫による浸水が想定される地区※	
〇〇水位観測所		

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
 気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨 量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。
 水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m3/s))

観測所名	〇〇水位観測所		
	〇〇市		
レベル4水位 氾濫危険水位※			
レベル3水位 避難判断水位※			
レベル2水位 氾濫注意水位			
レベル1水位 水防団待機水位			
受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇	右岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇	
氾濫が発生した場合の浸水想定区域			

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報	https://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp
水害リスクライン	https://frl.river.go.jp/	
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課
 気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715 (内線) 351
 電話：076-432-2311

正規

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第 号
 洪水警報
 年 月 日 時 分
 富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕に引き下げ】〇〇川では、氾濫危険水位を下回る

(主 文)

【警戒レベル3相当に引き下げ】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難指示の発令の目安となる「氾濫危険水位」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨 量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
 この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m3/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	〇〇川			
	左岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
右岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇			
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課
 気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715 (内線) 351
 電話：076-432-2311

正規

〇〇川氾濫注意情報(警戒情報解除)

〇〇川洪水予報第 号
洪水注意報(警戒解除)
年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報 [洪水] に引き下げ】 〇〇川では、避難判断水位を下回る

(主 文)

【警戒レベル2相当に引き下げ】 〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、高齢者等避難の発令の目安となる「避難判断水位」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、洪水に関する情報に注意してください。

(雨 量)

多いところで1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後次第に弱まるでしょう。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m3/s))

観測所名	〇〇水位観測所			
	〇〇市			
レベル4水位 氾濫危険水位※				
レベル3水位 避難判断水位※				
レベル2水位 氾濫注意水位				
レベル1水位 水防団待機水位				
受け持ち区間	〇〇川			
	左岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
右岸	〇〇市〇〇から〇〇市〇〇			
氾濫が発生した場合の浸水想定区域				

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://frl.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課
気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715 (内線) 351
電話：076-432-2311

正規

〇〇川氾濫注意情報解除

〇〇川洪水予報第 号
洪水注意報解除
年 月 日 時 分
富山河川国道事務所・富山地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、氾濫注意水位を下回る

(主 文)

〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、 日 時 分頃に、氾濫注意水位を下回りました。

(雨 量)

現在雨は小降りになりました。

流域	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量	日 時 分～日 時 分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川	ミリ	ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (〇〇市)	日 時 分の現況					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					
	日 時 分の予測					

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量 (m3/s))

観測所名	〇〇水位観測所 〇〇市		
レベル4水位 氾濫危険水位※			
レベル3水位 避難判断水位※			
レベル2水位 氾濫注意水位			
レベル1水位 水防団待機水位			
受け持ち区間	〇〇川 左岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇 右岸 〇〇市〇〇から〇〇市〇〇		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域			

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫の発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	https://www.river.go.jp/ https://fri.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 富山河川国道事務所 流域治水課
気象関係：気象庁 富山地方気象台

電話：076-443-4715 (内線) 351
電話：076-432-2311

附表－19

水位周知河川及びその区域

河川名	区 域	備 考
井 田 川	左岸 富山市八尾町福島字川原 40 番地先(県道十三石橋) 右岸 富山市八尾町字十三石尻 43 番 3 地先(県道十三石橋)	から神通川合流点まで 国土交通大臣指定
熊 野 川	左岸 富山市栗山字野田割 292 番 2 地先(県道興南大橋) 右岸 富山市安養寺字砂田割 876 番 4 地先(県道興南大橋)	から神通川合流点まで "
上 市 川	中新川郡上市町积泉寺(上市川発電所)	から海まで 富山県知事指定
白 岩 川	左岸 中新川郡立山町中蔵(町道中蔵橋) 右岸 中新川郡立山町白岩(町道中蔵橋)	から海まで "
栃 津 川	中新川郡立山町下田(吉峰橋)	から白岩川合流点まで "
大 岩 川	中新川郡上市町柿沢(柿沢橋)	から白岩川合流点まで "
いたち川	左岸 富山市大泉本町二丁目(いたち川橋) 右岸 富山市大泉東町二丁目(いたち川橋)	から神通川合流点まで "
坪 野 川	富山市婦中町速星(市道麦島速星線新川橋)	から宮島川合流点まで "
婦負山田川	左岸 富山市婦中町蓮花寺字前田 110 番地先 右岸 富山市婦中町蓮花寺 1445 番地先	から井田川合流点まで "
土 川	左岸 富山市森田字辻田割 313 番地先 右岸 富山市森田字三百刈割 162 番地先	から神通川合流点まで "
熊 野 川 (上流部)	左岸 富山市文珠寺字大上割(文珠寺橋) 右岸 富山市文珠寺字和田平割(文珠寺橋)	から富山市栗山字野田割 292 番 2 地先まで から富山市安養寺字砂田割 876 番 4 地先まで "

附表－20

氾濫危険水位(特別警戒水位)到達情報・発報担当者及び受報者

河川名	観測所名	量水標管理者・発報者	受報者・発報者	受報水防管理団体
【国土交通省管理区間】				
井 田 川	杉 原 橋	富山河川国道事務所長	富山県河川課長	富山市
熊 野 川	熊 野 橋	富山河川国道事務所長	富山県河川課長	富山市
【県管理区間】				
上 市 川	堀 江 (交 観 橋)	立山土木事務所長	—	富山市、滑川市、上市町
白 岩 川	泉 (泉 正 橋)	"	—	富山市、立山町、上市町、舟橋村
白 岩 川	放 土 ケ 瀬 (交 益 橋)	"	—	富山市、上市町、舟橋村
白 岩 川	水橋池田橋(新池田橋)	"	—	富山市、滑川市
栃 津 川	浦 田 (流 観 橋)	"	—	富山市、立山町、上市町、舟橋村
大 岩 川	稗 田 (新 屋 橋)	"	—	富山市、上市町
いたち川	千 歳 町 (千 歳 橋)	富山土木センター所長	—	富山市
坪 野 川	婦中町速星(坪野橋)	"	—	富山市
婦負山田川	長 沢 (長 沢 橋)	"	—	富山市
土 川	黒 崎 (土 川 橋)	"	—	富山市
熊 野 川	安 養 寺 (熊 野 橋)	"	—	富山市

氾濫危険水位到達情報発表形式（県）

年 月 日
 〇〇 時 〇〇 分発表
 富山県〇〇土木センター

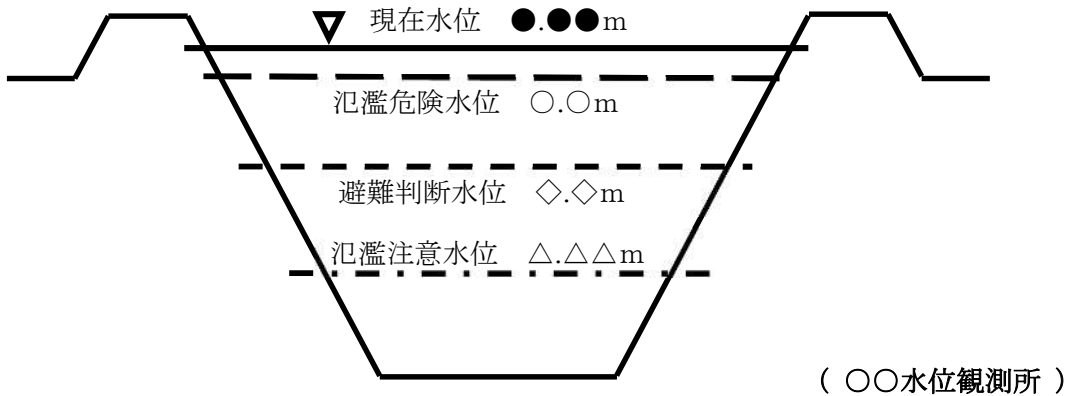
〇〇川 氾濫危険水位情報

※氾濫危険水位（水防法第 13 条で規定される特別警戒水位）

【主文】【警戒レベル 4 相当情報【洪水】】
 〇〇川は、〇〇時〇〇分に、□□市△△地内の〇〇水位観測所で、避難指示の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位 $\diamond\diamond$. \diamond m に達しました。

〇〇観測所では、●日●●時～〇〇時の 1 時間に、約▲. ▲m 水位が上昇し、その後も水位が上昇しています。

市町村長が発する避難情報に十分注意するとともに、周囲の状況の確認や避難準備をお願いします。



伝 達 確 認	通 知 先								
	電 話 番 号								
	通 知 者								
	受 信 者								
	通知（受信）時刻								

附表-22

水防実施状況報告書

(水防を行った箇所ごとに作成するもの)

(第1号様式)

年 月 日

(作成責任者)

印

管理団体名			出水の概況	川(水位観測所)	雨量(観測所)						
水防実施の台風又は豪雨名				警戒水位(氾濫注意水位) m	mm/h						
水防実施箇所	右岸 川 左		地先	m	最高水位 m						
(水防実施箇所の位置がわかる地図の写しを添付すること)											
日 時	自 月 日 時		水防の結果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	
	至 月 日 時			効果	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
				被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人
出動人員数	消防団員	その他	計	使用資材	区分	管理団体分	付帯支出分		計		
	人	人	人		土のう類	枚	枚	枚		枚	
			蓆(むしろ)ビニールシート		枚	枚	枚	枚			
			縄		玉	玉	玉	玉			
			丸太		本	本	本	本			
			その他								
水防活動または被害状況写真	(水防活動または被害状況写真)			(水防活動または被害状況写真)							
居住者の出動状況				水防関係者の死傷							
他団体・警察からの応援状況				雨量水位の状況							
立退きの状況及びこれを指示した理由											
今回の水防活動に関する反省備考											

公用負担権限委任証明書様式

第 号

公 用 負 担 権 限 証 明 書

〇〇〇〇〇団（〇〇〇方面団）
 〇〇〇 〇 〇 〇 〇

上記の者に 〇〇〇〇〇の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任した
 ことを証明する。

令和 年 月 日

水 防 管 理 者 富 山 市 長 〇 〇 〇 〇 印
 (消 防 機 関 の 長 富 山 市 消 防 局 長 〇 〇 〇 〇 印)

公用負担証様式

(第 号)

公 用 負 担 証

負担者 住所又は所在地
 氏名又は名称・代表者 殿

物 件	数 量	負担内容（使用・収用・処分等）	期 間	摘 要

令和 年 月 日

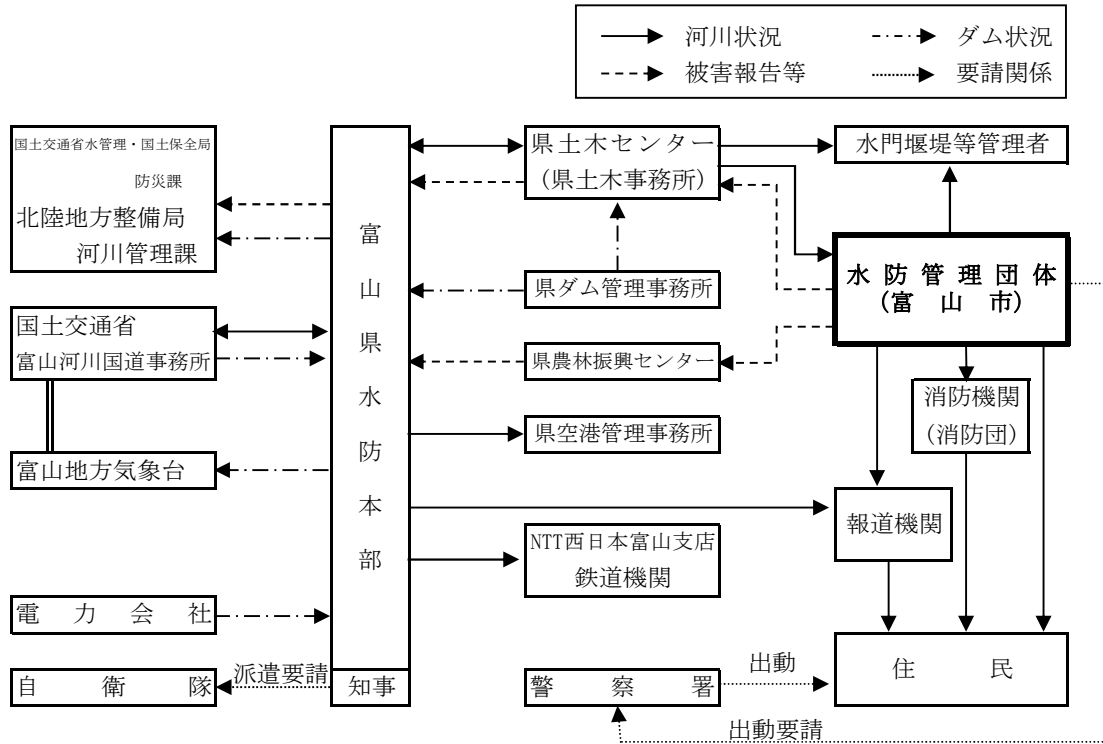
命令者氏名

主 な 水 防 工 法

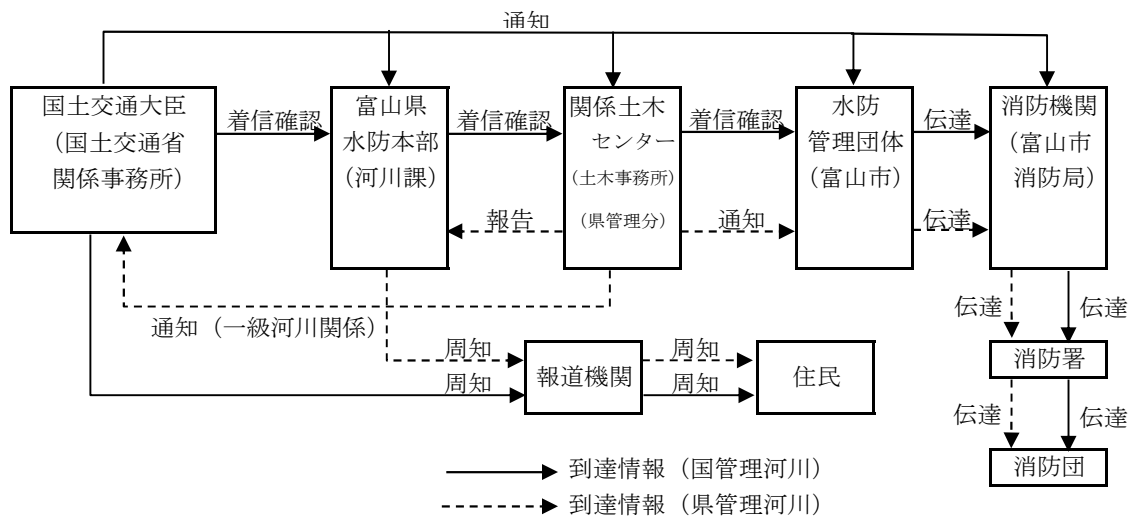
	工法	施工箇所	効果	工法の概要
洗	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、洗掘し始めている箇所	流水を緩やかにし、川表が崩れるのを防ぐ。川表の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川表が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川表の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川表の浸水面に防水シート等を張る。
掘	立籠工	急流部の川表法面、根固めが、洗掘、決壊のおそれがある箇所	過去に洗掘等した箇所の災害の再発を防ぐ。	表法面に蛇籠を立てて被覆する。
亀	折り返し工	堤防の天端に亀裂が生じた箇所（粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	天端の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の天端に亀裂が生じた箇所（砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	天端の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
裂	五徳縫い工	堤防の裏法、又は裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	裏法面の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	籠止工	堤防の裏法、又は裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	裏法面や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	裏法面に菱形計状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の天端や裏法面に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、裏法先平場に円形に積み土のうにする。
水	月の輪工	堤防裏側法面に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	裏法に半円形に土のうを積む。
越	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ。	堤防天端に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ。	堤防天端に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ。	堤防天端に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	越水を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを天端に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇籠積工	堤防が沈下した箇所	越水を防ぐ。	堤防天端に土のうのかわりに蛇籠を置く。
水	裏シート張り工	越水又はそのおそれのある箇所の裏法面	越水による裏法面の崩壊を防ぐ。	堤防裏法面を防水シートで被覆する。
決壊	築き廻し工	堤防の表法面の洗掘が進んでいる箇所 堤防天端まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破堤するのを防ぐ。	裏法面に土のうを積む。
防	杭打積土のう工	堤防の裏法面が崩れた、又は崩れそうな箇所	裏法面の崩壊を防ぐ。	法崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口	堤防の裏法面が崩れた箇所	裏法面の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
止	わく入れ工	流れが急となっている箇所 堤脚の洗掘が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚洗掘の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

水防情報通信連絡系統図

1. 水防情報

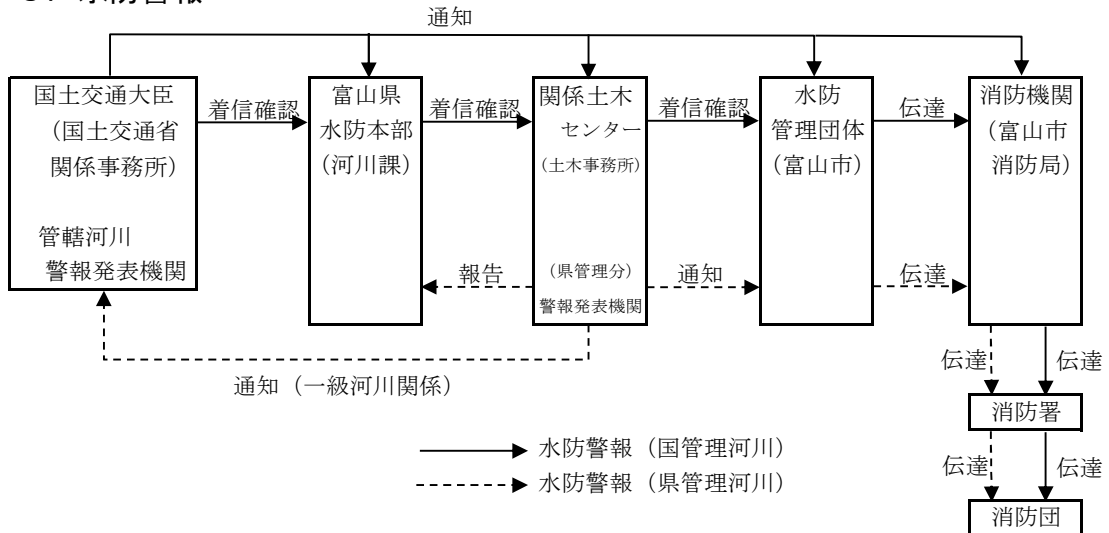


2. 氾濫危険水位到達情報



※国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所が発する氾濫危険水位到達情報は、水防管理団体及び消防機関に直接一斉にFAX及びメールで送信される（平成19年4月1日運用開始）

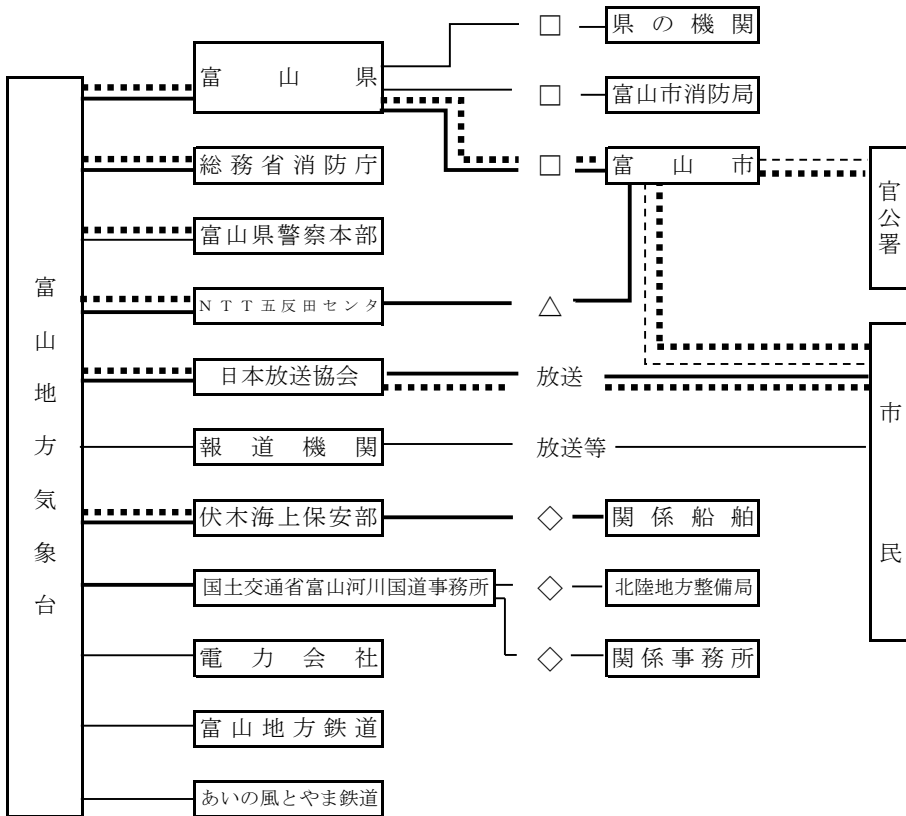
3. 水防警報



※国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所が発する水防警報・洪水予報については、水防管理団体及び消防機関に直接一斉FAX送信される(平成19年4月1日運用開始)。

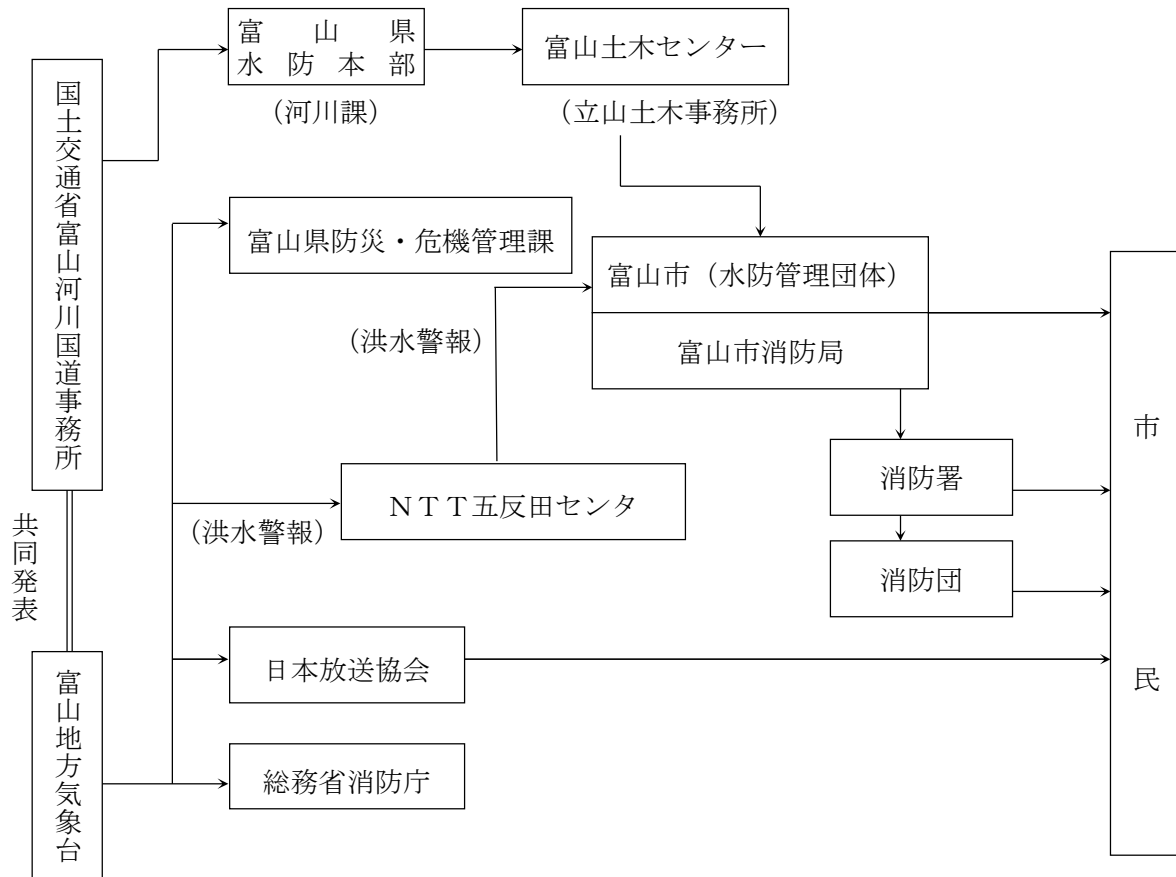
附図-2

気象警報等伝達系統図



凡例	——	法令(気象業務法等)による通知系統
	- - - - -	法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知系統
	法令(気象業務法等)による特別警報発表時における、通知の義務 または、周知の処置の義務
	——	地域防災計画、行政協定、その他による伝達系統
	◇	無線電話・FAX
	△	加入電話・FAX
	□	富山県総合防災情報システム

洪水予報伝達系統図



※常願寺川右岸水防市町村組合とは密接な連絡をとる。

※国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所が発する水防警報・洪水予報については、水防管理団体及び消防機関に直接一斉FAX送信される。

参考-1

富山地方気象台が発表する水防活動に必要な予報・警報

1 気象業務法（第14条の2）に基づく、水防活動の利用に適合する予報、警報の種類と発表基準

(1) 種類

次表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報をもって代える。

水防活動用	気象警報	大雨特別警報又は大雨警報	水防活動用	気象注意報	大雨注意報
〃	洪水警報	洪水警報又は洪水予報指定河川 に対して行う洪水警報	〃	洪水注意報	洪水注意報又は洪水予報指定河川 に対して行う洪水注意報
〃	高潮警報	高潮特別警報又は高潮警報	〃	高潮注意報	高潮注意報
〃	津波警報	津波特別警報(大津波警報) 又は津波警報	〃	津波注意報	津波注意報

(2) 発表基準と解説

種類	基準と説明
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇が予想されたときに注意を喚起するため発表する。
大津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
津波警報	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

市町村等を まとめた 地域	市町村	大雨警報基準		大雨注意報基準	
		表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
東部南	富山市	14	100	11	83

高潮警報 基準	高潮注意報 基準
潮位	潮位
1.0m	0.7m

*1 土壌雨量指数基準については市町村内における最低値を示す。

令和5年6月8日現在

市町村等を まとめた 地域	市町村	洪水警報基準			洪水注意報基準		
		流域雨量 指数基準 ^{*2}	複合基準 ^{*2,*3}	指定河川 洪水予報 による基準	流域雨量 指数基準 ^{*2}	複合基準 ^{*2,*3}	指定河川 洪水予報 による基準
東部南	富山市	松川流域= 7.3 井田川流域=26.8 熊野川流域=22.8 いたち川流域=9.6 古川流域=4 土川流域=8.9 太田川流域=5.4 山田川流域=18.1 坪野川流域=4 白岩川流域=21.5 下条川流域=2.2 磯川流域=2.5	神通川流域=(8, 59.8) いたち川流域=(8, 7.4) 坪野川流域=(8, 2.9)	常願寺川 [大川寺] 神通川 [大沢野大橋 ・神通大橋]	松川流域=5.8 井田川流域=21.4 熊野川流域=18.2 いたち川流域=7.6 古川流域=3.3 土川流域=7.1 太田川流域=4.3 山田川流域=14.4 坪野川流域=3.3 白岩川流域=17.2 下条川流域=1.7 磯川流域=1.9	神通川流域=(5, 53.8) いたち川流域=(5, 5.9) 土川流域=(9, 5.5) 坪野川流域=(7, 2.6) 下条川流域=(9, 1.3) 磯川流域=(5, 1.9)	常願寺川 [大川寺] 神通川 [大沢野大橋 ・神通大橋]

*2 流域雨量指数基準及び複合基準については主要な河川における代表地点の基準値を示す。

*3 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

2 水防活動に関係するその他の予報、警報の種類と発表基準

種類	説明
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表する。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 発表基準としては、波浪の有義波高が4.5m以上。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。 発表基準としては、波浪の有義波高が2.0m以上。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表する。 (1) 積雪地域の日平均気温が12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が9℃以上かつ日平均風速が5m/s以上かつ日降水量が20mm以上

(注) 1 警報、注意報は、その種類にかかわらず、新たな警報、注意報が発表されたときに切り替えられたものとし、解除されるまで継続されるものとする。

2 予報、警報に東部、西部等の地域名を付したときの区域は、次のとおりである。

一次細分区域	市町村をまとめた地域	二次細分区域
東 部	東 部 南	富山市/舟橋村/上市町/立山町
	東 部 北	魚津市/滑川市/黒部市/入善町/朝日町
西 部	西 部 北	高岡市/氷見市/小矢部市/射水市
	西 部 南	砺波市/南砺市

3 津波警報・注意報、津波情報及び津波予報

(1) 津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報を特別警報に位置付けている

(2) 津波情報の発表等

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

気象庁防災情報XMLフォーマット電文及び気象庁ホームページでは、「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は「津波警報・注意報・予報」にまとめた形で発表します。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。
(津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨の地震情報に含めて発表します)

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っている作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

4 土砂災害警戒情報

	説明
土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。富山県と富山地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

(注) 1 発表単位については、「富山市平地」、「富山市山間部東」、「富山市山間部西」の3区域に分割して発表する。

2 警戒情報の解除は、監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降水状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、富山地方気象台と富山県が協議のうえ解除する。

3 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

富山市水防協議会条例

平成 17 年 4 月 1 日

条 例 第 2 6 号

(設置)

第 1 条 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、富山市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(会長)

第 2 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第 3 条 関係行政機関の職員である委員の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(招集)

第 4 条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

(定足数及び表決)

第 5 条 協議会は、委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席議員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事若干人を置き、会長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

富山市水防協議会委員等名簿

令和5年8月30日現在

役職名	所 属	氏 名	備 考
会 長	富山市長	藤井 裕久	
委 員	国土交通省富山河川国道事務所長	佐藤 保之	
〃	富山地方気象台長	田中 恵信	
〃	富山県土木部河川課長	森田 仁	
〃	富山県富山土木センター所長	長谷川 徹	
〃	富山県富山土木センター立山土木事務所長	佐伯 滋	
〃	富山県富山農林振興センター所長	山森 主税	
〃	富山中央警察署長	橋森 俊広	
〃	富山市消防団長	宮本 光明	
〃	富山市自治振興連絡協議会長	北岡 勝	
〃	富山市土地改良協議会長	高見 隆夫	
〃	北陸電力(株)再生可能エネルギー一部水力土木チーム統括	武田 泰平	
〃	西日本電信電話(株)富山支店設備部長	東出 洋和	
〃	富山市議会建設委員長	横野 昭	
〃	富山県介護福祉士会長	舟田 伸司	
〃	富山市副市長	美濃部 雄人	
〃	富山市上下水道事業管理者	西田 政司	
〃	富山市農林水産部長	金山 靖	
〃	富山市建設部長	狩野 雅人	
〃	富山市消防局長	河部 勝巳	
〃	富山市防災危機管理指導監	角谷 禎成	

幹 事	富山市建設部次長（技術）	高尾 輝彦	
〃	富山市建設部土木事務所長	牧 雅浩	
〃	富山市建設部建設政策課長	野上 一成	
〃	富山市建設部河川整備課長	経澤 陽一	
〃	富山市建設部道路河川管理課長	山崎 哲志	
〃	富山市農林水産部農村整備課長	金田 英靖	
〃	富山市上下水道局経営企画課長	井村 孝志	
〃	富山市上下水道局下水道課長	五十嵐 進	
〃	富山市消防局警防課長	松井 孝博	
〃	富山市建設部土木事務所管理課長	山本 貴章	
〃	富山市建設部土木事務所建設課長	水野 央	

水 防 法

(昭和二十四年六月四日 法律第九十三号)

最終改正 令和三年法律第三十一号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門^{こう}の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供

せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものの中から選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者の中から選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者の中から選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

- 第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
 - 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
 - 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
 - 6 二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
 - 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定

める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。
(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基

本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
 - 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
 - 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
 - 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
 - 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
- 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
- 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
 - 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

- 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
 - 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
 - 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
 - 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
 - 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
 - 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
 - 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
- （要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）
- 第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保す

ることが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はそのを受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りは氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動(以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。)を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体

」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水

害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百一十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び

利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則（昭和二七年七月三十一日法律第二五八号）抄

- 1 この法律は、昭和三十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和二九年六月一日法律第一四〇号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第五十三条の規定は、交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号。同法附則第一項但書に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三〇年七月一日法律第六一号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一日法律第一四一号）抄

- 1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和三二年五月一六日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三三年三月一五日法律第八号）

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

- 2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附 則（昭和三七年六月二三日法律第九四号）抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年七月一六日法律第六六号）

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三九年一二月二五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年六月二一日法律第六九号）抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

附 則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則（平成七年四月二一日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員災害補償法目次、第三条第一項、第三章の章名、第三十三条第一項、第四十七条、第四十八条及び第七十二条から第七十四条までの改正規定、第二条及び第三条の規定並びに第四条中消防団員等公務災害補償等共済基金法第九条の三及び第二十四条第二項の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定 平成七年八月一日

第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第八七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成一一年一二月二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成一三年六月一三日法律第四六号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年五月二日法律第三七号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則（平成二二年一月二五日法律第五二号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二四号） 抄

(施行期日)

1 この法律は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三五号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(水防法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第三十六条第一項の規定により指定されている水防協力団体は、第一条の規定による改正後の水防法（附則第六条において「新水防法」という。）第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新水防法及び新河川法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二五年六月一四日法律第四四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条（消防組織法第十五条の改正規定に限る。）、第九条、第十条、第十四条（地方独立行政法人法目次の改正規定（「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九条―第六十七条）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七条の二―第六十七条の七）／」に改める部分に限る。）、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五条、第二十二條（民生委員法第四条の改正規定に限る。）、第三十六条、第四十条（森林法第七十条第一項の改正規定に限る。）、第五十条（建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。）、第五十一条、第五十二条（建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。）、第五十三条、第六十一条（都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。）、第六十二条、第六十五条（国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。）及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第四百四十一条の四に係る部分に限る。）、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月二一日法律第五四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第七条の規定 水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（政令への委任）

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二六年一一月一九日法律第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年五月二〇日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二九年五月一九日法律第三一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和三年五月一〇日法律第三一号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

水 防 法 施 行 令

(平成二十三年十二月二十六日 政令第四百二十八号)

最終改正 平成二十九年 政令第五百十八号

(通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)

第一条 水防法（以下「法」という。）第十五条の八第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為
- 二 仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）

(特定緊急水防活動)

第二条 法第三十二条第一項第二号の政令で定める水防活動は、次に掲げるものとする。

- 一 氾濫により浸水した区域及びその周辺の状況のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた監視又は上空からの監視
- 二 氾濫による浸水の量のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた観測又は上空からの観測
- 三 前二号の監視又は観測の結果に基づく氾濫により浸水する区域及び時期又は氾濫による浸水の量の予測
- 四 人工衛星局の中継により行う無線通信による通信の確保
- 五 堤防その他の施設が決壊した場所において行う氾濫による被害の拡大を防止するための仮締切の作業その他国土交通省令で定める作業

附 則

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第百二十四号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則 （平成二九年六月一四日政令第一五八号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

水防法施行規則

(平成十二年十一月二十一日 建設省令第四十四号)

最終改正 令和三年国土交通省令第六十九号

水防法施行規則

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

(洪水浸水想定区域の指定)

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項及び第二項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同条第一項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。ただし、同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川については、想定最大規模降雨により溢流が想定される連続する区間を設定することその他の水災による被害の軽減を図るために適切であると認められる方法により洪水浸水想定区域の指定を行うことができる。

2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。

4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。

5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。

6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

(洪水による災害の発生を警戒すべき河川の基準)

第一条の二 法第十四条第一項第三号及び第二項第三号の国土交通省令で定める基準は、当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができることとする。

(洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第二条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項（同条第一項第三号又は第二項第三号に掲げる河川について洪水浸水想定区域の指定を行う場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）

四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（次条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

(洪水浸水想定区域等の公表)

第三条 法第十四条第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

(雨水出水浸水想定区域の指定)

第四条 法第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

(雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設の基準)

第四条の二 法第十四条の二第一項第四号及び第二項第四号の国土交通省令で定める基準は、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができることとする。

(雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第五条 法第十四条の二第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

2 法第十四条の二第一項第一号又は第二項第一号に掲げる排水施設に係る雨水出水浸水想定区域の指定は、前項各号に掲げる事項のほか、主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化を明らかにしてするものとする。

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第四項の規定による同条第三項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

(高潮浸水想定区域の指定)

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

(高潮による災害の発生を警戒すべき海岸の基準)

第七条の二 法第十四条の三第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、当該海岸の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の高潮時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の高潮時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における高潮の発生のおそれに関する気象の状況その他の情報を入手することができることとする。

(高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

(統括管理者の設置等)

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

(連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置)

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

(地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項)

第十五条 法第十五条の蓋第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 統括管理者の氏名及び連絡先

二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先
(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第八項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

(その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地)

第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。

(浸水被害軽減地区の指定の公示)

第十九条の三 法第十五条の六第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨
 - 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
 - 三 当該浸水被害軽減地区の位置
 - 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- 2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。

- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
- 二 平面図

(浸水被害軽減地区の標識の設置の基準)

第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。

- イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
- ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
- ニ 標識の設置者及びその連絡先

二 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出)

第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

- 2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。
- 3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置図	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項)

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

(浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知)

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第二十条 水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一条の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年六月二六日国土交通省令第一〇二号）

この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十六号）の施行の日（平成十三年七月三日）から施行する。

附 則 （平成一七年六月一日国土交通省令第六二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二三年一二月二六日国土交通省令第一〇〇号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）の施行の日（平成二十三年十二月二十七日）から施行する。

附 則 （平成二五年七月五日国土交通省令第五九号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年七月十一日）から施行する。

附 則 （平成二五年九月一三日国土交通省令第七六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年九月十四日）から施行する。

附 則 （平成二七年一月一六日国土交通省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年一月十八日）から施行する。

附 則 （平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

附 則 （平成二九年六月一四日国土交通省令第三六号）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

附 則 （令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附 則 （令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

水防関係機関連絡先一覧表

項目	機 関 名	担当課等	担当係等	電話番号	所 在 地	備 考
河川						
直轄管理河川						
	国土交通省北陸地方整備局	水災害対策センター		025-370-6770	新潟市中央区美咲町1-1-1	
	災害対策支援連絡窓口	防災室・災害対策マネジメント室		025-280-8836	新潟市中央区美咲町1-1-1	
	富山河川国道事務所	流域治水課	流域連携係	076-443-4715	富山市奥田新町2-1	
	災害対策支援連絡窓口	施設管理課		076-443-4728	富山市奥田新町2-1	
	三郷出張所			076-463-4753	立山町西芦原	
	上滝出張所			076-483-1650	富山市上滝203	
	有沢出張所			076-425-1042	富山市有沢430-3	
県管理河川						
	土木部河川課	(県水防本部)	防 災 係	076-444-9098	富山市新総曲輪1-7	
	富山土木センター	工務第二課	河川管理班	076-444-4484	富山市舟橋北町1-11	
	立山土木事務所	工務課	河川班	076-463-1107	中新川郡立山町前沢2359-5	
市町村管理河川(隣接市町村)						
	富山市	河川整備課		076-443-2221	富山市新桜町7-38	
		道路河川管理課		076-443-2093	富山市新桜町7-38	
	土木事務所	管 理 課		076-468-1641	富山市高内365	
		建 設 課		076-468-1329	富山市高内365	
	滑川市	建 設 課		076-475-1462	滑川市寺家町104	
	射水市	河川・港湾課	河川・土砂対策係	0766-52-6684	射水市小島703	
	上市町	建 設 課	建 設 班	076-472-2479	中新川郡上市町法音寺1	
	立山町	建 設 課	用 地 係	076-462-9976	中新川郡立山町前沢2440	
	舟橋村	生活環境課		076-464-1121	中新川郡舟橋村仏生寺55	
ダム情報						
直轄管理						
	国土交通省北陸地方整備局	河川管理課	ダム管理係	025-370-6769	新潟県新潟市美咲町1-1-1	
県管理ダム						
	上市川ダム管理事務所			076-472-0676	中新川郡上市町東種字郷津1-2	
	白岩川ダム管理事務所			076-463-0392	中新川郡立山町白岩字矢割29	
	熊野川ダム管理所			076-483-2568	富山市手出12	
	熊野川ダム管理所連絡所			076-483-1889	富山市文珠寺1739	
	久婦須川ダム管理所			076-455-1311	富山市八尾町桐谷字助島18-6	
	室牧ダム管理事務所			076-458-1105	富山市八尾町蒲谷41-3	
	富山県発電総合管理所			076-455-2509	富山市八尾町須郷1386-2	
	富山農林振興センター(湯谷川ダム)	農 村 整 備 課	水利防災第二班	076-444-4470	(富山市山田赤目谷字湯之榎)	(076-457-2670)
水防関係機関						
国土交通省						
	国土交通省局水管理・国土保全局	防 災 課	災 害 対 策 室	03-5253-8111	東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	
	立山砂防事務所	調 査 課		076-482-1111	中新川郡立山町芦崎寺字フナ坂61	
	伏木富山港湾事務所	総 務 課		076-441-1901	富山市牛島新町11-3	
	利賀ダム工事事務所			0763-33-4701	砺波市太郎丸1-5-10	
	富山防災センター			076-478-5511	富山市水橋入江334-4	
	福岡防災ステーション			0766-64-0770	高岡市福岡町土屋20	
気象庁						
	富山地方气象台			076-432-2311	富山市石坂2415	
	新潟地方气象台			025-281-5871	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	
	岐阜地方气象台			058-271-4107	岐阜市加納二之丸6	
	金沢地方气象台			076-260-1463	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎8階	
県						
	土木部管理課		管 理 係	076-444-3307	富山市新総曲輪1-7	
	富山港事務所	工 務 課		076-437-7131	富山市東岩瀬町海岸通り5	
	危機管理局	防災・危機管理課	地 域 防 災 班	076-444-3187	富山市新総曲輪1-7	
	農林水産部	農 村 整 備 課	水 利 防 災 係	076-444-3378	富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4階	
	富山農林振興センター	指 導 課		076-444-4466	富山市舟橋北町1-11	
	富山空港管理事務所	業 務 課		076-495-3055	富山市秋ヶ島30	

項目	機 関 名	担当課等	担当係等	電話番号	所 在 地	備 考
消防機関						
	富山市消防局	警 防 課		076-493-4141	富山市今泉191-1	
	富山消防署			076-493-4141	富山市今泉191-1	
	富山北消防署			076-437-7141	富山市高島町1-10-30	
	呉羽消防署			076-436-5040	富山市呉羽町2417-5	
	水橋消防署			076-478-0061	富山市水橋館町420-1	
	大沢野消防署			076-468-1212	富山市上二杉202	
	大山消防署			076-483-1119	富山市花崎737	
	八尾消防署			076-454-2119	富山市八尾町福島816-1	
	婦中消防署			076-466-2280	富山市婦中町笹倉128	
電力会社						
	関西電力株式会社	北 陸 支 社	土木建築グループ	076-442-8326	富山市東田地方町1-2-13	
	北陸電力株式会社	再生可能エネルギー部	水力土木チーム	076-441-2511	富山市牛島町15-1	
電話会社						
	西日本電信電話株式会社	富 山 支 店	NTTフレッツ/富山設備部・ITマシ/ネット担当	076-492-9501	富山市東田地方町1-1-30	
	㈱エヌ・ティ・ティ・コム北陸支社	災 害 対 策 室		076-225-2065	金沢市西都1-5	
	KDDI㈱北陸総支社	管 理 部		076-261-4077	金沢市本町1-5-2	
支援関係						
防衛省						
	自衛隊富山地方協力本部			076-441-3271	富山市牛島新町6-24	
	陸上自衛隊第14普通科連隊			076-241-2171	金沢市野田町1-8	
	陸上自衛隊第382施設中隊			0763-33-2392	砺波市鷹栖出935	
警察						
	富山県警察本部	警 備 課		076-441-2211	富山市新総曲輪1-7	
	富山中央警察署	警 備 課		076-444-0110	富山市赤江町5-1	
	富山南警察署	警 備 課		076-420-0110	富山市蜷川123-1	
	富山西警察署	警 備 課		076-466-0110	富山市婦中町宮ヶ島229-1	
報道関係						
テレビ・ラジオ・ケーブルTV						
	日本放送協会	富 山 放 送 局		076-444-6600	富山市新桜町4-8	
	北日本放送㈱			076-432-5555	富山市牛島町10-18	
	富山テレビ放送㈱			076-425-1111	富山市新根塚町1-8-14	
	㈱チューリップテレビ			076-442-7000	富山市奥田本町8-24	
	富山エフエム放送㈱			076-432-5566	富山市奥田町2-11	
	富山シティエフエム㈱			076-445-3381	富山市安住町2-14	
	㈱ケーブルテレビ富山			076-444-5555	富山市桜橋通り3-1	
	上婦負ケーブルテレビ㈱			076-469-6661	富山市婦中町羽根827-1	
新聞						
	㈱北日本新聞社			076-445-3457	富山市安住町2-14	
	㈱北國新聞社(富山新聞社)	富 山 本 社		076-491-8101	富山市大手町5-1	
	㈱読売新聞社	富 山 支 局		076-441-2888	富山市安住町7-18	
	㈱朝日新聞社	富 山 総 局		076-441-1671	富山市新桜町6-18	
	㈱毎日新聞社	富 山 支 局		076-432-3311	富山市総曲輪1-7-15	
	㈱中日新聞社北陸本社	富 山 支 局		076-424-4141	富山市丸の内2-3-12	
	㈱日本経済新聞社	富 山 支 局		076-432-4463	富山市本町9-10	
	㈱共同通信社	富 山 支 局		076-432-6901	富山市安住町2-14	
	㈱時事通信社	富 山 支 局		076-432-6754	富山市安住町2-14	
交通機関						
	西日本旅客鉄道㈱	金 沢 支 社	北陸広域鉄道部	076-444-8982	富山市牛島町24-30	
	富山地方鉄道㈱			076-432-5530	富山市桜町1-1-36	
	あいの風とやま鉄道㈱	総 務 企 画 部		076-444-1300	富山市明輪町1-50	

河川等に関する防災情報ホームページ

パソコンから

- 防災ネット富山【富山河川国道事務所】
<https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/kasen/>
- 川の防災情報【国土交通省】
<https://www.river.go.jp/>
- 川の水位情報【国土交通省】
<https://k.river.go.jp/>
- XRRAIN【国土交通省】
<https://www.river.go.jp/kawabou/pc/>
- 富山防災WEB【富山県防災・危機管理課】
<https://www.bousai.pref.toyama.jp>
- 富山県版気象庁HPデータリンク集【富山地方気象台】
<https://www.data.jma.go.jp/toyama/datalink/datalink.html>
- 高解像度降水ナウキャスト【気象庁】
<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>
- 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）【気象庁】
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/>
- 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）【気象庁】
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>
- 浸水想定区域図（県管理河川）【富山県河川課】
<https://www.pref.toyama.jp/1503/bousaianzen/bousai/suigai/kj00009527.html>
- 津波浸水想定【富山県防災・危機管理課】
<https://www.pref.toyama.jp/1900/bousaianzen/bousai/suigai/kj00017580.html>
- 富山県河川海岸カメラ・水位情報【富山県河川課】
<http://kawa.pref.toyama.jp/camera/>
- 富山市洪水ハザードマップ
<https://www.city.toyama.lg.jp/bosai/bosai/1010655/1011986/1010657/index.html>
- 富山市津波ハザードマップ
<https://www.city.toyama.lg.jp/bosai/bosai/1010655/1011986/1007932.html>
- 富山市内水ハザードマップ
<https://www.city.toyama.lg.jp/bosai/bosai/1010655/1011986/1011974.html>

携帯電話スマートフォンから

- 川の防災情報【国土交通省】
<https://www.river.go.jp/kawabou/mb>
- 国土交通省防災情報提供センター【国土交通省】
<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>
- 富山防災WEB【富山県防災・危機管理課】
<https://www.bousai.pref.toyama.jp>

○高解像度降水ナウキャスト【気象庁】

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）【気象庁】

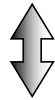
<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/>

○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）【気象庁】

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/>

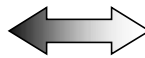
●各関係機関の連絡先

県機関	
河川課	076(444)9098
富山土木センター	076(444)4484(いたち川・山田川・土川・熊野川(上流部)・坪野川)
立山土木事務所	076(463)1107(上市川・白岩川・栃津川・大岩川)
防災・危機管理課	076(444)3187
富山農林振興センター	076(444)4466



富山市（水防本部）	
（対策部）	
河川整備課	076(443)2221
土木事務所管理課	076(468)1641
（警防部）	
消防局通信指令課	076(493)4141

警察機関	
富山中央警察署	076(444)0110
富山南警察署	076(420)0110
富山西警察署	076(466)0110



国機関（常願寺川・神通川・熊野川・井田川）	
富山河川国道事務所	
流域治水課	076(443)4715
三郷出張所	076(463)4753
上滝出張所	076(483)1650
有沢出張所	076(425)1042
富山地方気象台	076(432)2311



放送局等	
NHK富山放送局	076(444)6600
北日本放送	076(432)5555
富山テレビ放送	076(425)1111
チューリップテレビ	076(442)7000
富山エフエム放送	076(442)5566
富山シティエフエム	076(445)3381
ケーブルテレビ富山	076(444)5555
上婦負ケーブルテレビ	076(469)6661

土木事務所

土木事務所管理課	076(468)1641
土木事務所建設課	076(468)1329

防災・危機管理担当

防災危機管理課	076(443)2181
大沢野行政サービスセンター	076(467)5818
大山行政サービスセンター	076(483)2537
八尾行政サービスセンター	076(454)3112
婦中行政サービスセンター	076(465)2112
山田中核型地区センター	076(457)2111
細入中核型地区センター	076(485)2111

消防署

富山消防署	076(493)4141
富山北消防署	076(437)7141
呉羽消防署	076(436)5040
水橋消防署	076(478)0061
大沢野消防署	076(468)1212
大山消防署	076(483)1119
八尾消防署	076(454)2119
婦中消防署	076(466)2280

発行 富山市 建設部 河川整備課

〒930-8510

富山市新桜町7番38号

TEL 076 (443) 2221 (直通)

令和6年2月